

平成28年川西町議会第3回定例会会議録（開 会）

招集年月日	平成28年9月12日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成28年9月12日 午前10時 宣告	
出席議員	1番 松村定則	2番 安井知子
	4番 伊藤彰夫	5番 石田三郎
	7番 松本史郎	8番 寺澤秀和
	10番 中嶋正澄	11番 芝 和也
	3番 福西広理	6番 今村榮一
	9番 森本修司	12番 大植 正
欠席議員		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 竹村匡正	副町長 森田政美
	教育長 山嶋健司	理事 藤井隆弘
	総務部長 西村俊哉	福祉部長 下間章兆
	教育次長 栗原 進	会計管理者 奥 隆至
	水道部長 福本哲也	産業建設部長 吉田昌功
	総務課長 大西成弘	総合政策課長 山口尚亮
	健康福祉課長 吉岡秀樹	住民保険課長 岡田充浩
	監査委員 木村 衛	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 安井洋次	モニター係 野口明日香
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	4番 伊藤彰夫 議員	5番 石田三郎 議員

川西町議会第3回定例会（議事日程）

平成28年9月12日（月）午前10時00分開会

日 程	議案番号	件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3		諸報告 議会報告
	報告第5号	健全化判断比率の報告について
	報告第6号	川西町資金不足比率の報告について
	報告第7号	川西町土地開発公社の経営状況等の報告について
	報告第8号	定期監査報告について
第4		一般質問
第5	認定第1号	平成27年度川西町一般会計・特別会計決算について
第6	認定第2号	平成27年度川西町水道事業会計決算について
第7	議案第39号	平成28年度川西町一般会計補正予算について
第8	議案第40号	平成28年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について
第9	議案第41号	平成28年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について
第10	議案第42号	平成28年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について
第11	議案第43号	平成28年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について
第12	議案第44号	平成28年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について
第13	議案第45号	平成28年度川西町水道事業会計補正予算について
第14	議案第46号	川西町附属機関設置条例の一部改正について
第15	議案第47号	川西町長期基本構想審議会条例の一部改正について
第16	議案第48号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
第17	議案第49号	川西町税条例等の一部改正について
第18	議案第50号	川西町国民健康保険税条例の一部改正について

第19	議案第51号	川西町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正について
第20	議案第52号	川西町都市計画審議会条例の一部改正について
第21	議案第53号	川西町総合計画策定条例の制定について
第22	議案第54号	定住自立圏の形成に関する協定書の変更について
第23	同意第4号	川西町教育委員会教育長の任命について
第24	同意第5号	川西町教育委員会委員の任命について

(午前10時00分 開会)

議長 (森本修司君) 皆さん、おはようございます。

これより、平成28年川西町議会第3回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

町長より、定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。

町長。

町議長 (竹村匡正君) 皆様、おはようございます。

本日ここに、平成28年川西町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多忙の中にもかかわらず御出席をいただき、まことにありがとうございます。

また、平素より町政運営に関しまして格別の御理解、御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

本定例会につきましても、平成27年度一般会計及び特別会計決算、平成28年度一般会計及び特別会計補正予算、各種条例の一部改正や制定、人事同意案など多数の案件につきまして御審議をお願いするものでございます。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくようお願い申し上げます。

議長 (森本修司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番 伊藤彰夫君及び5番 石田三郎君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より26日までの15日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (森本修司君) 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日より26日までの15日間と決定いたします。

日程第3、諸報告に入ります。

行政報告として、報告第5号、平成27年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、報告第6号、平成27年度決算に基づく川西町資金不足比率の報告について、報告第7号、川西町土地開発公社の経営状況等の報告についてをお手元に配付いたしておりますので、御清覧おき願います。

次に、報告第8号、平成28年6月から平成28年8月期までの例月出納検査の結果報告が提出されておりますので、木村監査委員より報告を求めます。

木村監査委員。

監査委員 (木村 衛君) 平成28年6月から平成28年8月期に実施いたしました例

月監査の結果を御報告申し上げます。

中嶋監査委員とともに、地方自治法第235条の2第1項並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定に基づきまして、平成28年度川西町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の出納及び予算の執行状況につきまして、会計管理者並びに水道部長に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受けまして、厳正なる審査をいたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納・保管などにつきましては、過誤もなく適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

議長（森本修司君） 監査報告が終わりましたので、日程第4、一般質問に入ります。

順次質問を許します。

2番 安井知子君。

2番議員（安井知子君） 議長の許可を得まして質問させていただきます。

児童虐待、いじめを考えたいと思います。

児童虐待での死亡は年間350人を上回るとの推計が出ました。乳幼児揺さぶられ症候群、子どもだけでの入浴溺死、医療ネグレクト、しつけと称する事件での死、余りにも多くの報道を見聞きするきょうこのごろ。平成28年3月までの1年間で10万3,260件の虐待事件が発生したとの報道がありました。児童虐待増加で、一次保護所全国130カ所の収容力が限界に近づいているとのこと。

天理警察署管内での児童虐待事案は、容疑を含むと年間32件。これらは家庭内で起こることであり、発覚がおくれ、わかったときには悲惨な事件になっている。結果、被害者の隔離対策をとることが多い。子どもは、事件で一度、隔離で再度、悲しい思いをします。数年後、養護施設を出た後実家へ戻ったとき、受け入れ環境が元のままだとしたら。

私は、被害者の心のフォロー及びアフターケアと十分な支援が必要と、県警本部長にも訴えました。

また、平成26年度問題行動調査で、県内の小・中・高校のいじめ認知件数が1,377件との発表があり、同時に、いじめ防止対策基本方針が全国都道府県で奈良県だけ策定されていないとのこと。今年4月より、奈良女子大学大学院教授が策定をスタートされました。

一方、地方公共団体では努力義務と位置づけされていますが、川西町でのいじめ認知件数はどれくらいですか。

子どもの6人に1人の貧困、児童虐待、いじめ。幾ら対策・支援を講じても、事件が起こってからではもう取り返しがつきません。大人が心にかけてもかけ過ぎということはありません。

目に見えない子どもの悩みをいかに知るか。私は、安心子育てダイヤルの相談員をしていたことがあります。これは固定電話で、場所と時間に制限があります。いろいろな相談がありました。携帯電話なら、どこでも、いつでも相談を受けること

ができます。もし川西町で「携帯子ども相談ダイヤル」を設置するなら、安心子育てダイヤルのOBが町内に何人かおられます。親にも先生にも友達にも言えないことを携帯電話の见えない人に話すことも何か役立つような気がします。

個人、行政、警察が連携して、子どもに手を差し伸べてみませんか。町長の御所見をお聞かせください。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 安井議員の御質問、「児童虐待・いじめを考える」に対しましてお答え申し上げます。

川西町での児童虐待への対応は、奈良県の児童虐待対応マニュアルに基づき、川西町要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関が連携をとりながら取り組んでいるところでございます。川西町でも現在47件のケースを管理しております。要保護児童対策地域協議会の構成機関で支援を把握している実務者が、最低でも3カ月に1回集まり、全てのケースのリスク管理のための会議を開いております。会議には、毎回、天理警察署、奈良県中央こども家庭相談センター主任児童員等、たくさんの関係機関の方々に御参加をいただいております。

また、養護施設を出た後のフォローにつきましては、施設措置中に専門家による保護者への教育や児童へのカウンセリング等の児童福祉指導が行われ、家庭に戻ってからも児童の見守りと保護者への面談を続けるアフターケアも行われております。

御質問のございましたいじめの認知件数についてでございますが、本年6月に奈良県下一斉に実施されましたアンケート調査では、本年4月から調査日までの間において、川西町において「いじめられたことがある」と回答した児童は92名、うち「今もいじめられている」と回答した児童は35名おりました。「今もいじめられている」と回答した35名については、個々の児童に事実確認をしたところ、1件がいじめであると確認しております。「いじめられたことがある」と回答した児童も含め、残り91名につきましては、教職員の共通理解のもと、場合によっては保護者の協力も得て、いじめではないことを確認しております。

1件のいじめ事案につきましては、部団登校時の仲間外れなどの事象であり、学校から双方の保護者に連絡をとり、家庭訪問なども行い、また、加害者となっている児童についても謝罪が行われ、解決を図ったところでありますが、引き続き見守っているとの報告を受けております。

なお、いじめ関係の相談は教育委員会においても受け付けており、虐待関係の相談は、川西町役場、警察、奈良県中央こども家庭相談センター、児童虐待通報相談電話189番で24時間対応しております。

また、子育てに関する相談の取り組みといたしましては、4つの活力プランの1つである「子どもや子育てしている人にとってやさしいまちづくり」の実現のため、平成28年9月1日より、子育て環境の充実に向けて「川西町版ネウボラ」を開始しました。これは、フィンランドのネウボラを参考に、誰にでも妊娠・出産・子育てまで一貫した支援を行うためのもので、妊婦訪問の充実、オリジナル啓発品のプ

レゼントや相談室の設置などありますが、今後も川西町だからこそできる子育て支援サービスを進めてまいりたいと考えております。

安井議員提案の「携帯子ども相談ダイヤル」につきましても、まずは先進市町村等の情報収集、調査・研究に努め、相談体制の充実に向けて検討を進めながら、子どもたちが安心して過ごせる環境を整備してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（森本修司君） 8番 寺澤秀和君。

8番議員（寺澤秀和君） 議長の許可を得ましたので、1問だけ質問させていただきます。

去る3月の定例会における総務建設経済委員会において同僚議員から、川西幼稚園・小学校にクーラー設置の質問がございました。そのとき町からは、「県内他町村の状況を見ながら検討する。現時点では具体的な計画はない」との回答がございました。

現在、夏休みも終わり9月に入ったのに、近年の地球温暖化の中、30度を超える真夏日が続いております。小学校では、窓をあけ、扇風機で暑さをしのいでいると聞いておりますが、屋内での熱中症の発症も言われている中、学習に取り組む子どもたちにとって、この異状とも言える気候は学習意欲を阻害するばかりか、体調の維持にも影響が出ているものと推測されます。保護者の皆さんの間からも「暑さで子どもの健康が心配だ」という声も聞いております。

前回の回答からさほど日はたっておりませんが、改めて私のほうから再度質問させていただきます。

今後において幼稚園・小学校へのエアコン設置をいかに考えておられるのか、町長の御意見をお聞かせください。よろしくお願いします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 寺澤議員の御質問、「幼稚園・小学校の空調設置について」にお答えいたします。

猛暑が続きます近年ではありますが、今年の暑さも厳しいものとなりました。暑さからの学校での子どもたちの健康管理や良好な学習環境を整える対策として、現在は天井型扇風機を幼稚園・小学校の各教室に設置し、こまめな水分補給を指導していくことで対応しておりますが、屋内での熱中症の発症も考えられる中、子どもたちにとりましては厳しい環境かと認識しております。

議員お述べのとおり、3月定例会の総務建設経済委員会において、学校へのクーラー設置について御質問がございました。教育委員会においては、状況の確認ということから、学校に指示を行い、7月の小学校の各普通教室においての室温を午後1回計測しております。その結果、夏休みまでの8日間の室温は、20クラスある中、どこかのクラスで30度を超えていることが多く、大変厳しい学習環境にあることが判明しております。

また、学習指導要領の改定に伴って、平成30年より道徳が教科化、平成32年

度からは小学校3年から英語の教科化が始まり、小学校5年生・6年生の英語については、現在の倍の授業時間数となる予定と伺っており、これらにより授業時間の確保が非常に困難となり、夏季の長期休業期間の短縮についての検討も必要と聞き及んでいるところでございます。

このような状況を踏まえ、今議会には学校への網戸の設置に係る予算を計上させていただいたところでございますが、あわせて教育委員会には、クーラーの設置に向けた調査及び試算についても指示を行いました。

また、実現に向けては、エアコンの設置費及び維持管理のコストダウンも課題となるため、電気式だけでなく、ガス方式のクーラーの検討などについてもあわせて指示したところでございます。

整備につきましては、国の空調整備に係る補助金の割り当てが少ない状況にあり、国費の交付が先延ばしになる可能性もありますが、来年度には補助金の申請を行い、早ければ平成30年度より整備にかかりたいと考えております。

引き続き、川西町の将来を担う子どもたちが安心して楽しく通うことのできる学校づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（森本修司君） 寺澤議員。

8番議員（寺澤秀和君） 早急な対応、ありがとうございます。一部のママさんグループでは、「電気代を払うからつけてほしい」、また「学校を変えようかな」と言っておられる父兄もおられます。私たちが思っている以上に事を重大に受けとめておられます。

クーラーを設置していただくことにより、今以上に学習環境がよくなり、子どもたちの健康管理と学力向上にもつながっていくことと思います。できる限り早く設置していただくことをお願い申し上げ、質問を終わります。

よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

議長（森本修司君） 1番 松村定則君。

1番議員（松村定則君） 議長の許可を得ましたので、一点質問させていただきます。

結崎駅8800人フューチャーセッションも第2回が終わり、さまざまな意見や希望が出てきたと思います。結崎駅周辺に町行政の出張所や子どもたちやお年寄りの集いの場となる子育て支援センターやコミュニティサロン、また図書館や学習室などの機能を設置して、安心して利便性の高いまちづくりを進めたいと考えております。

結崎駅周辺への町施設の拡充について、町長のお考えをお聞かせください。

議長（森本修司君） 町長。

町長（竹村匡正君） 松村議員の御質問、「結崎駅周辺のまちづくりについて」に答えいたします。

議員お述べのとおり、結崎駅の未来を考える結崎駅フューチャーセッションは、昨日、第2回目を開催させていただきました。第1回目のフューチャーセッション

は8月21日に開催し、51名の方に御参加いただき、「結崎駅と川西町の未来について」をテーマに語り合っていました。結崎ネブカを含めた地元野菜や地場産業である貝ボタンの販売ができる施設、町内にない皮膚科・耳鼻科などの医療施設、コンビニエンスストアなどが結崎駅周辺にあったらいいなどの意見が出されておりました。

第2回目は昨日9月11日に開催し、48名の方に御参加いただいております。そこでは、「結崎駅プラスアルファ」をテーマに、結崎駅にどんな機能やサービスが欲しいかを参加者に考えていただきました。本議会での駅周辺特別委員会の開催は予定しておりませんが、議会最終日にフューチャーセッションの詳細について報告をさせていただく予定をしております。

さて、議員の御質問の結崎駅周辺への町施設の拡充についてでございますが、私といたしましても、住民が求める施設、駅の活性化を図る施設をと考えておりますことから、町施設につきましても、子育て世代、高齢者、教育それぞれの分野で必要とされる施設をフューチャーセッションで意見を求め、多くの住民に必要とされる施設・機能を極力重視し、駅周辺の活性化及び人が集まるにぎわいのある駅、川西町のシンボルとなる駅となるよう、周辺整備を推進するとともに、住みやすい、住んでみたいと思っただけのような魅力あるまちづくりに取り組むよう考えております。

以上でございます。

議長（森本修司君） 4番 伊藤彰夫君。

4番議員（伊藤彰夫君） 議長の許可を得ましたので、質問いたします。

さきに通告してありますように、まちづくり人材バンクについてであります。

6月15日から、自治会ごとに町長タウンミーティングが始まり、3カ月が経過いたしました。町長は、本町の少子高齢化や将来人口の減少などの課題とともに、4つの活力プランによるまちの事業を紹介され、町民からはいろいろな御意見や御要望が出されています。広報川西9月号では、そのときの質問と回答が掲載されています。町長タウンミーティングは初めての取り組みで、町民の皆様と町長との距離が縮まり、今まで以上に町政に関心を持ってもらえたのではないかと思います。

一方、町民のほうに目を向けますと、昨年度は川西町の未来を語るつどい、今年度は住民ワールドカフェ、結崎駅フューチャーセッション、これらに多くの町民の方が自主的に参加されています。これは、住みよいまちづくりに強い関心を持ち、自分たちのまちを自分たちでつくっていこうという気持ちのあらわれだと感じます。

今、町内にはいろいろな専門知識を持った経験豊富な方が多くおられます。特に定年退職された人の中には、自分の専門知識を町政に生かせる場があれば、ボランティアで参加したいという方がおられると聞いております。タウンミーティングやフューチャーセッションを契機に、町民意識が高まってきているように感じます。次の取り組みとして、特定のテーマだけでなく、まちづくり全般に関する技術的・学術的な専門知識やアイデアを持った方々を募集して役場に登録していただく「ま

ちづくり人材登録制度」、いわゆる「まちづくり人材バンク」なるものを長期的な視点でつくられてはどうか。

登録していただいた方の専門分野、得意分野に合わせて各種協議会・審議会への参加、あるいはそれらのワーキンググループへの参加、また、地方創生や定住自立圏など重要課題ごとにプロジェクトチームを立ち上げ、町職員と一緒に課題を検討するチームへの参加、そして、今後予想される新たな課題の解決にもプロジェクトチームは活用できると思います。

まちづくりのハード面だけでなく、防災、農業政策、医療、介護、子育て、教育などのさまざまな分野に広げることでもあります。町民の皆様の知識とアイデアを集めた人材バンクは、活力あるまちづくりにつながっていくのではないのでしょうか。すぐには実現できないでしょうが、住民参加のまちづくりの一つとして検討を進められてはどうか。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 伊藤議員の御質問、まちづくり人材バンクについてお答えいたします。

議員お述べのとおり、各自治会の御協力のもと、本日までに16の自治会でタウンミーティングを開催させていただきました。私が町長に就任して3年間、町政に携わり、行政主導のもと運営してまいりましたが、町民の意見・要望を生々の声で伺いたいとの思いから、このたび、初めての試みではございますが、本町の状況について御理解いただくとともに、私の4つの活力プランについての取り組み状況について説明させていただいております。

お集まりいただきました町民の皆様方には、私の気づかない貴重な御意見を多数頂戴しております。意見・要望につきましては、タウンミーティング終了後、内容を精査し、要望につきましては担当部署に対し対応を指示するなど、優先順位をつけて対応しております。

昨年度は総合戦略、人口ビジョン策定に住民会議「川西町の未来を語るつどい」を開催、多くの町民の方々が自主的に参加され、川西町の未来のため、忌憚のない意見を多数頂戴し、参加者の御尽力により、総合戦略、人口ビジョンを策定することができました。

今年度は、総合計画策定に住民ワールドカフェを開催し、36名の方に参加いただき、川西町のよいところ、悪いところ、将来の川西町はどんなまちになってほしいかなど、テーマに創造的なアイデアを出していただき、参加者のアイデアをもとに第3次総合計画策定に向けて取り組んでおるところでございます。

また、結崎駅の未来を考える結崎駅フューチャーセッションは、毎月1回、年間6回の開催を予定しているため、参加登録者を募集したところ、81名の方に申し込みいただき、参加者登録させていただきました。登録した方には開催日時の連絡、出欠報告をいただき、フューチャーセッションに参加していただくようにしております。内容につきましては、さきの松村議員の質問に回答させていただきましたと

おり、駅周辺に夢膨らむ御意見をたくさん頂戴し、参加者の御意見を有効に活用させていただきたいと思っております。

このように、住民の方々が自主的に参加され、自分の考えやほかの参加者の御意見を聞いて意見を共有し、住民が主人公となり、川西町の未来等について話し合い、住民の意見を反映させた政策は、私の公約の一つの「多くの方々の声が届き、それを形にできる行政に取り組むこと」が、「住民参加で開かれたまちづくり」であると思っております。

伊藤議員お述べのまちづくり人材バンクでございますが、協議会及び審議会には行政機関、各種団体の代表者等で構成し、各会議を開催しているのが現状でございます。しかし、多種多様化及び高度複雑化する町民ニーズに適切に対応するため、行政機関が有する人的資源だけでなく、町民の中で専門知識・技能を有する方、経験豊富な方など、町民から新たな人材を発掘し、福祉・教育・環境または防災・防犯など、あらゆる行政分野への積極的な参画を促すとともに、行政と住民が協働でまちづくりを進め、活力あるまちづくりを推進する必要があると考えておりますので、議員の御意見を踏まえ、人材登録制度実施市町村の情報を収集し、研究を重ね、まちづくり人材バンク導入を前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（森本修司君） 伊藤彰夫君。

4番議員（伊藤彰夫君） 町長から大変前向きな御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど同僚議員からも、安心子育てダイヤルの御提案がございました。これもまちづくり人材バンクの一つではないかというふうに考えております。これからも住みよいまちづくりを目指して、ぜひとも実現していただき、今以上に子どもも子育てしている人も、働いている人も、高齢者も、町民みんなが安心安全に暮らせる、魅力ある川西町をみんなで作っていききたいと思っております。

以上で質問を終わります。

議長（森本修司君） 11番 芝和也君。

11番議員（芝和也君） 11番、芝和也です。子どもの貧困対策に関して、その解決に資する取り組みが持てるよう、本町においても関連する条例を整備し、設置することを求めるものであります。

さきの6月議会でも、その一つとしまして就学援助制度の条例化を求めましたが、規則で対応する旨の言及にとどまり、町長からは条例化への意思は示されませんでした。就学援助制度は、子どもの貧困対策上欠かせない手だてであることは言うまでもありません。改めて本制度の条例化を求めるものであります。

加えて、子どもの貧困問題の解決に向けた取り組みを本町として能動的に進めるべく、実情掌握を含め、手だての具体化に向けた制度化を求めるものであります。

その際の手だてとしましてはさまざまにあります。食の保障、学習権や進学権の保障、経済的保障、労働生活への連携等々について、町としても取り組むことは

必要であり、可能と心得ます。

例えば食の保障ですが、こども食堂の話もさきの議会で既に同僚からも出ていますし、学校に行けば給食がきちんととれる手だてとして、給食は費用徴収なしでも出すし、必要に応じて朝食も給食同様に学校でとれるような手だての実施でありましょう。

学習権や進学権の保障では、要件は必要ですが、学習塾費用への補助や現行の放課後子ども学習支援を含め、学校と地域の連携による無料塾のようなものの充実を図ることも必要でありましょう。

経済的保障では、現行実施の各種手だてに加え、必要なことは現金給付でありますから、学資への手だてなど、脱却できる取り組みへの創設でありましょう。

労働生活への連携では、保育への支援策など、費用負担の軽減や受け入れ条件の拡大策等々、この時期へのアプローチの強化が必要と心得ます。

こうしたことも含めまして、貧困問題の根絶には何が問題で、その解決に必要な手だては何で、取り組めることは何なのか、また何に取り組むのか等々を本町が主体的かつ能動的に動くべく、必要な手だてが講じられるよう、子どもの貧困根絶条例のようなものを設置し、問題の解決に向けた具体的取り組みの前進を図ることが求められているところであり、そうした問題解決への設置を求めるものであります。

以上、御答弁よろしくお願いたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 芝議員の御質問、「子どもの貧困対策に関する条例化について」にお答えいたします。

国では、平成26年1月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行、同年8月には、子どもの貧困対策に関する大綱が策定され、子どもの貧困の解決に向けた取り組みが進められております。したがいまして、町といたしましても、法の趣旨にのっとり、子どもの貧困対策全般に取り組んでまいり所存でございます。

また、当該法の中で、教育支援として、「国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援、その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な対策を講ずる」と規定されておりますが、学校教育法や就学奨励法に基づく要保護・準要保護児童への保護者の負担軽減を図るための支援・補助は行われております。さらに、本町独自の施策として、既に学習の支援としての放課後学習会も毎週水曜日に実施しているところでございます。

今後も引き続き就学の援助・学習の支援等の教育支援の責務を着実に果たすとともに、その充実を図り、子どもが健やかに育成される環境の整備を推進してまいりたいと考えております。

国においてもこのように法整備もなされ、法第4条において地方公共団体の責務についても示されており、施策も多岐にわたることから、御質問にあります子どもの貧困対策にかかわる条例化につきましては、十分な調査を踏まえて検討させていただきたいと考えております。

以上です。

議長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 法定されている各取り組みを進めているし、それらに取り組むべく、町条例の設置については状況をよく調査して検討する旨の御答弁であったかと存じます。

さきの議会でもお尋ねしていましたが、既に積年取り組まれている就学援助制度、規則で対応と、こういう形ではありますが、これを条例化することで、より責任を持った手だてをとっていけるということにもなりますし、仕組み上は、条例化しますと、その機能を住民がチェックしていくということも十分に働くということにもなっています。その辺、改めて、既に取り組んでいる内容——規則で積年取り組まれていますので、そこを条例化するということに対して、町長御自身、条例化への検討はお述べですが、何か抵抗があるのか、その辺についてまずお聞かせください。

議長（森本修司君） 町長。

町長（竹村匡正君） さきの議会でも御答弁させていただきましたけれども、まずは条例化する場合の参考となる先進地、奈良市、平群町で取り組みが行われておりますが、そちらの状況についても、まだアンケート調査内容の検討段階ということですので、まずはその確認をとってから検討を進めてまいりたいということですので、よろしく願います。

議長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 状況、先進地の確認ということですが、手だては現在実際にやっっているわけですから。今まで何もやってへんものを「新たにこれから仕組みをつくっていくさかいに、条例を設置して、さあ始めよう」という場合は、それに取り組むことによってどういう影響が出てくるのか、対象はどうなるのか、いろんな状況が憶測されますから、やっぱり先進地を十分視察し、勉強していくということは当然必要かと思いますが、今やっていることを条例化していくというだけの話であります。

状況を調査し、先進地の勉強をしていくということになりますと、条例化の折にはさらにプラスされるような内容になるのか、そこはわかりませんが、いずれにしても、やっていることを条例化することですので、そこに何の勉強が必要なんでしょうか。私はそこがよくわかりませんが、その辺はいかがですか。

議長（森本修司君） 町長。

町長（竹村匡正君） 御質問の件でございますが、一般的に条例の立案に当たっては、行政上の目的の実現にとって条例でなければならないのかどうか、次に、その条例が目的を実現するのに有効なのかどうか、そして、条例の内容が公平性など基本的人権との関係、公共の福祉の増進との関係性などの公的安定性があるかどうかというようなことが求められると思います。

したがって、拙速な条例化ではなくて、貧困実態の調査を行った上で、議員

がお述べのと通りの対応でよいのかどうか、そういったことも十分に検討しながら考えていきたいと考えております。

以上です。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） ですから、一般的には全くそのとおりで、異論ありません。ないものをつくるわけでしたら、当然そうなると思いますけど、今やっていることですからね、積年ずっと。

逆に言いますと、ちょっと不確かなところは規則でやっておいて、きちんとしたことだけを条例でいくというようなことに、今の話を曲解しますとそうなりますが、そこら辺、町長御自身はどうお考えなのか、聞いておきたいと思います。

いずれにしましても、町が能動的にどの問題も取り組んでいこうと思いますと、状況をつぶさに調査し、問題があるならば、その問題を解決していくということで、町長がお述べの視点に照らして、新たな仕組みをつくるために条例として設置するならば、それが有効に働くのかどうなのか、公平なのか、安定性があるのか、そういったことをきちんと精査して条例設置ということになります。その設置に向けては、やっぱり町が能動的にその取り組みをやっていこうということで条例設置をしていく。問題があるならば、その問題の解消に向けて取り組む手だてをつくっていく。そのために条例を設置していく。こういうことについては一般論として町長御自身も異論はないと思いますが、その辺、先ほどのことも含めましていかがでありましょうか。

議 長（森本修司君） 副町長。

副 町 長（森田政美君） 町長にかわりまして。確かに条例というのは、議案として住民の皆さんらにも目に触れ、議員さんの御了解を得てつくっていくものでございます。

ただ、議員お述べのいろんな施策について、もっとネットワークを軽く、住民さんの意見とか、その状況に合わせて対応していくということであるならば、条例化よりも規則等でまずは始めてみて、それを総合的に最終的に条例化していくのがいいのかなど、かように考えるところでございます。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） それはそういうことやと思います。条例化へ向けてのステップは。

いずれにしましても、設置するならば、そういうふうなことを検討して条例化をしていくということについては、条例を立ち上げていくための手順としては異論はないと思いますので、それを改めて聞いたところです。

就学援助制度について言いますならば、そんなことは全てもうクリアして、積年ずっとやってきている内容ですし、新たにええのか悪いのかということ調べて云々という話は、もうどうにクリアされた問題だと思いますのでね。そういう点で、一般的に条例を設置するというのと就学援助制度の条例化、その辺は大分状況が違

うと思いますが、改めてそこを確認しておきたいと思います。

議長（森本修司君） 副町長。

副町長（森田政美君） 今まで町のやり方といたしまして、国の法律とかにのっとって行う場合には、わざわざ条例をつくらなくても、国の施策にのっとるということで、就学援助等につきましては、学校教育法や就学奨励法等々にもう記載されていて、それに基づいて町が運営しているわけですので、改めて条例を制定する必要はないのかなというふうには考えております。

議長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 理由はわかりませんが、条例化することには結構抵抗がある、こういうことかと思えます。

法定されて既にやっている内容です。今までの同僚議員の質問から言うても、竹村町長自身が住民の声を広く拾って、開かれた町政へと邁進していくという中であって、これまでになかった取り組み、タウンミーティングにしても積年ずっと前町長の時代からその実施を求めてきたところ、町長にかわって3年目に入ってやっとの実施となりましたし、私はそれはそれで傾向としてはええ方向に働いているから非常に評価をしているところでもあります。その一環で条例化するということは、やっってはる取り組みと何ら相反するものではない、こういうふうにと考えるとありますが、それについては御見解があらうかと思えますので、またお聞かせいただいたらと思えます。

いずれにしても、事の解決をするために、状況を掌握して、何が問題で、どういうことに手を打っていかんなんのかということ、それなりに調べていかんとあかん問題が個々に出てくると思えます。子どもの貧困は何が問題かといいますと、その大前提としては、やっぱり当の子ども本人には経済的貧困に陥っている責任は何もないということでもあります。だから社会として手だてを打っていかうところ、この子どもの貧困問題、先ほど質問のありましたじめの問題にしても社会問題化してきているわけでありまして、その解決が社会に求められているということでもあります。ここは、今、るるお述べのように、それを手だてをもって取り組んでいかうと思えば、いろいろと調べてやっていかんなんということになりますので、条例設置については前向きに検討していくというお話でありましたが、いずれにしても、社会問題として解決をする、社会に求められている手だてを打っていかんとあかんということについては、町長御自身も深くお考えのことと思えますが、それについての御認識、御見解はいかがでしょうか。

議長（森本修司君） 町長。

町長（竹村匡正君） 恐らく子どもの貧困に対する問題点、また、その解決に向けた取り組み方策などについては、芝議員と大きな違いはないのではないかなとは考えております。

何度も申し上げますが、条例化に向けた取り組みというのは、先ほど副町長も申し上げましたとおり、まずは法にのっとって、それに基づいて規則という形で対応

しておるのが今までの役場のやり方でございます、御提案ございました条例化につきましては、いわば初めての取り組みというような形でございます。何度も申し上げておりますが、まずはやっている地域についてしっかりと勉強させていただいた上で判断させていただきたいということで回答させていただきたいと思います。

以上です。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 規則で対応、それはそれでやっていただいたらいいと思います。規則で対応というのは、今までない問題というよりも、既にやっていることがそういう対応になってるかなというふうには思いますが、法、制度の重さ・軽さでいきますと、法律があって、条例があって、規則、要綱となっておりますが、この重さ・軽さについては私はそういう認識をしているんですが、それでよろしいでしょうか。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 私は、重さ・軽さはないのではないかなと考えております。法律、条例に基づいて行動する。それに基づいて規則や要綱があるわけでございますので、規則や要綱やから守らんでいいという話ではないと考えておりますので、御理解いただければと思います。

また、議員におかれましては、規則・要綱に反するような行いがあるかどうかもしっかりと目を光らせてチェックいただければと思いますので、よろしく願います。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） もう時間が来ますが。そうやって規則・要綱に反することがあったら、それは皆チェックすると思います。そのチェック、町長もそう言われるということは、条例化、きちんと条例設置をすることによって住民チェックが働くというのが地方自治の基本的なシステムですし、重いか軽いかは一緒やと言うのやったら、規則でやってることを条例にしても何の問題もないんと違うかと私は思います。

就学援助制度については既に取り組んでいる内容です。これを住民チェックが働くよう、つまびらかにしていくこと、新たな貧困問題に関する条例設置は勉強いただいて、前向きに検討するということでありました。私がええことを言うてて、それに反してるさかいあかんねんということではありません。私自身は全然むちゃくちゃなことを言うてる可能性もありますので、そこは「おまはんの言うてること間違うてまっせ」と言うてバシッと、それはお互いに議論を交わしたらええと思いますが、私は別にそういう立ち位置に立っているわけではありません。問題解決のために手だてを打っていく、その取り組みを町としては条例設置、きちんと条例を置いて取り組んでいける、そういう体制で取り組んでいこうと、こういうことでもあります。前向きな検討ということでありましたので、その辺、よろしく願います。

議 長（森本修司君） これをもちまして一般質問を終わります。

これより議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第5、認定第1号より、日程第24、同意第5号までの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付しております関係上、各位におかれましては熟読願っておりますので、この際、議案の朗読を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、議案の朗読を省略いたします。

日程第5、認定第1号、平成27年度川西町一般会計・特別会計決算についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村匡正君） それでは、今議会に上程いたしました議案等の提案要旨について御説明いたします。

まず、日程第5、認定第1号、平成27年度川西町一般会計・特別会計決算についてでございます。平成27年度川西町歳入歳出決算書の1ページを御覧願います。

平成27年度一般会計決算につきましては、歳入決算額45億1,433万9,894円、歳出決算額43億1,471万4,838円、歳入歳出差し引き残額1億9,962万5,056円となっております。これを翌年度へ繰り越しさせていただきたいと思っております。

2ページに移っていただきまして、この繰越額1億9,962万5,056円から翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額479万8,000円を差し引きいたしまして、実質収支額は1億9,482万7,056円となるものです。

その他の特別会計を含めまして、詳細につきましては会計管理者から説明をいたします。

議 長（森本修司君） 奥会計管理者。

会計管理者（奥 隆至君） それでは、引き続きまして、一般会計の歳入についてより御説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

第1款町税、予算現額11億6,098万9,000円に対しまして、収入済額は11億6,508万9,670円であります。

第2款地方譲与税、予算現額、収入済額ともに同額の2,577万1,000円あります。

第3款利子割交付金、予算現額、収入済額ともに同額の242万3,000円あります。

第4款配当割交付金、予算現額、収入済額ともに同額の1,015万5,000円あります。

第5款株式等譲渡所得割交付金、予算現額、収入済額ともに同額の953万5,000円であります。

4ページに移っていただきまして、第6款地方消費税交付金、予算現額1億654万1,000円に対しまして、収入済額は1億5,005万9,000円でありませす。

第7款自動車取得税交付金、予算現額、収入済額ともに同額の591万1,000円であります。

第8款地方特例交付金、予算現額、収入済額ともに同額の572万1,000円であります。

第9款地方交付税、予算現額14億5,012万9,000円に対しまして、収入済額は15億12万9,000円であります。

第10款交通安全対策特別交付金、予算現額、収入済額ともに同額の72万円でありませす。

第11款分担金及び負担金、予算現額4,625万1,000円に対しまして、収入済額は4,377万4,564円であります。

第12款使用料及び手数料、予算現額6,844万4,000円に対しまして、収入済額は6,749万5,567円であります。

5ページに移っていただきまして、第13款国庫支出金、予算現額3億7,354万5,000円に対しまして、収入済額は3億3,048万1,439円で、なお、収入未済額3,952万9,000円は、翌年度への繰り越し事業分であります。

第14款県支出金、予算現額1億9,242万7,000円に対しまして、収入済額は1億8,970万273円であります。

第15款財産収入、予算現額1億5,437万7,000円に対しまして、収入済額は1億5,463万250円であります。

第16款寄附金、予算現額188万5,000円に対して、収入済額は178万5,000円であります。

第17款繰入金、予算現額4億3,039万8,000円に対しまして、収入済額は4億3,164万192円であります。

6ページに移っていただきまして、第18款繰越金、予算現額1億5,850万2,000円に対しまして、収入済額は1億5,850万2,619円であります。

第19款諸収入、予算現額1,784万7,000円に対しまして、収入済額は2,804万2,320円であります。

第20款町債、予算現額2億3,897万4,000円に対しまして、収入済額は2億3,277万4,000円であります。

以上、歳入合計は、予算現額44億6,054万5,000円に対しまして、調定額46億377万467円、収入済額45億1,433万9,894円で、不納欠損額は268万3,056円、収入未済額は8,674万7,517円であります。

次に、歳出の各款について御説明申し上げます。7ページをお願いいたします。

第1款議会費、予算現額9,232万7,000円に対しまして、支出済額は9,002万7,963円であります。

第2款総務費、予算現額14億3,651万6,000円に対しまして、支出済額は13億9,092万9,884円で翌年度繰越額は1,750万3,000であります。

第3款民生費、予算現額10億8,675万1,000円に対しまして、支出済額は10億3,209万6,759円で、翌年度繰越額は3,822万4,000円あります。

第4款衛生費、予算現額2億7,034万4,000円に対しまして、支出済額は2億6,649万5,678円あります。

8ページに移っていただきまして、第5款農商工業費、予算現額4,645万4,000円に対しまして、支出済額は4,351万2,186円あります。

第6款土木費、予算現額3億2,144万9,000円に対しまして、支出済額は3億682万684円あります。

第7款消防費、予算現額1億8,512万2,000円に対しまして、支出済額は1億8,053万7,848円あります。

第8款教育費、予算現額4億4,758万7,000円に対しまして、支出済額は4億3,333万1,421円あります。

9ページに移っていただきまして、第9款公債費、予算現額4億227万5,000円に対しまして、支出済額は4億224万4,016円あります。

第10款の諸支出金は、予算現額1億6,872万円に対しまして、支出済額は1億6,871万8,399円あります。

第11款予備費、予算現額300万円に対しまして、支出はございませんでした。

以上、歳出合計額は、予算現額44億6,054万5,000円に対しまして、支出済額は43億1,471万4,838円あります。歳入歳出差し引き残額1億9,962万5,056円を平成28年度へ繰り越しいたしました。

続きまして、財産に関する調書について御説明を申し上げます。112ページをお願いいたします。なお、ここでは決算年度中に主な増減があった物件のみを報告させていただきます。

1.公有財産、(1)土地及び建物につきましては、ぬくもりの郷で駐車場用地の取得により890平方メートルの増となっております。

ページをめくっていただきまして、(2)有価証券につきましては、増減はございません。

(3)出資による権利につきましても増減はございません。

ページをめくっていただきまして、2.物品につきましては、パソコンの取得により36台の増となりました。

ページをめくっていただきまして、3.基金についてでございますが、取り崩しに関しまして、自治振興基金で117万円、川西町立学校施設整備基金で4億3,

0 4 7 万 1 9 2 円を行いました。積み立てにつきましては、減債基金に 5 億 4, 4 0 3 万 4, 1 9 2 円、地域福祉基金に 1, 8 7 4 万 9, 0 0 0 円、土地開発基金に 1 億 4, 5 8 9 万 4, 4 6 4 円、介護給付費準備基金に 4 8 0 万 2 9 6 円、自治振興基金に 3, 1 0 0 万円、川西町ふるさと応援基金に 2 8 万 5, 0 0 0 円、まちづくり基金に 2 億 3, 7 0 0 万円を積み立ていたしました。また、各基金の利息分合計 8 6 2 万 9, 1 7 8 円の積み立てがございました。

以上をもちまして一般会計の説明を終わります。

続きまして、国民健康保険特別会計の決算について御説明を申し上げます。

1 1 7 ページの実質収支に関する調書をお開きください。

国民健康保険特別会計の歳入総額は 1 2 億 9 4 3 万 4 8 6 円、歳出総額は 1 1 億 9, 5 5 4 万 8, 7 6 5 円で、歳入歳出差し引き額 1, 3 8 8 万 1, 7 2 1 円が実質収支額であります。

次に、歳入の各款について御説明申し上げます。1 1 8 ページをお願いいたします。

第 1 款国民健康保険税、予算現額 1 億 9, 3 5 6 万 2, 0 0 0 円に対しまして、収入済額は 1 億 9, 4 4 9 万 5, 0 5 0 円であります。

第 2 款使用料及び手数料は、予算現額 4 万円に対しまして、収入済額は 3 万 6, 2 5 0 円であります。

第 3 款国庫支出金、予算現額 2 億 4, 8 6 7 万 8, 0 0 0 円に対しまして、収入済額は 2 億 5, 5 7 0 万 4, 6 4 1 円であります。

第 4 款療養給付費等交付金、予算現額 3, 9 6 4 万 3, 0 0 0 円に対しまして、収入済額は 3, 9 6 3 万 8, 0 0 0 円であります。

第 5 款前期高齢者交付金、予算現額 3 億 1, 2 0 2 万 2, 0 0 0 円に対しまして、収入済額は 3 億 1, 1 9 8 万 3, 2 7 1 円であります。

第 6 款県支出金、予算現額 6, 9 8 7 万 1, 0 0 0 円に対しまして、収入済額は 6, 9 8 9 万 2, 4 1 6 円であります。

次のページに移っていただきまして、第 7 款共同事業交付金、予算現額 2 億 4, 0 7 2 万 4, 0 0 0 円に対しまして、収入済額は 2 億 4, 0 7 2 万 5, 5 6 4 円あります。

第 8 款財産収入、予算現額 1 8 万 9, 0 0 0 円に対しまして、収入済額は 1 8 万 9, 7 3 8 円あります。

第 9 款繰入金、予算現額 1 億 6 2 9 万 9, 0 0 0 円に対しまして、収入済額は 8, 7 7 5 万 5, 2 8 8 円あります。

第 1 0 款諸収入、予算現額 5 9 0 万 4, 0 0 0 円に対しまして、収入済額は 8 0 6 万 3, 8 1 7 円あります。

第 1 1 款繰越金、予算現額 9 4 万 6, 0 0 0 円に対しまして、収入済額は 9 4 万 6, 4 5 1 円あります。

以上、歳入合計は、予算現額 1 2 億 1, 7 8 7 万 8, 0 0 0 円に対しまして、調定

額 12 億 5,782 万 5,255 円、収入済額 12 億 943 万 486 円で、不納欠損額 147 万 4,650 円、収入未済額は 4,692 万 119 円であります。

次に、歳出の各款について御説明申し上げます。120 ページをお願いいたします。

第 1 款総務費、予算現額 1,837 万 7,000 円に対しまして、支出済額は 1,717 万 2,173 円であります。

第 2 款保険給付費、予算現額 7 億 847 万 8,000 円に対しまして、支出済額は 7 億 402 万 3,554 円であります。

第 3 款後期高齢者支援金等、予算現額 1 億 3,694 万円に対しまして、支出済額は 1 億 3,693 万 9,189 円であります。

第 4 款前期高齢者納付金等、予算現額 9 万 8,000 円に対しまして、支出済額は 9 万 6,325 円であります。

次のページに移っていただきまして、第 5 款老人保健拠出金、予算現額 5 万 5,000 円に対しまして、支出済額は 4,775 円であります。

第 6 款介護納付金、予算現額 4,929 万 5,000 円に対しまして、支出済額は 4,929 万 4,997 円であります。

第 7 款共同事業拠出金、予算現額 2 億 6,576 万 8,000 円に対しまして、支出済額は 2 億 6,576 万 935 円であります。

第 8 款保健事業費、予算現額 1,390 万 7,000 円に対しまして、支出済額は 1,357 万 7,578 円であります。

第 9 款基金積立金、予算現額 19 万円に対しまして、支出済額は 18 万 9,738 円であります。

第 10 款諸支出金は、予算現額 879 万 8,000 円に対しまして、支出済額は 848 万 9,501 円であります。

第 11 款予備費、予算現額 1,597 万 2,000 円に対しまして、支出はございませんでした。

次のページに移っていただきまして、以上、歳出合計は、予算現額 12 億 1,787 万 8,000 円に対しまして、支出済額は 11 億 9,554 万 8,765 円であります。歳入歳出差し引き残高 1,388 万 1,721 円を平成 28 年度へ繰り越しました。

以上で国民健康保険特別会計の説明を終わります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の決算について御説明を申し上げます。

148 ページの実質収支に関する調書をお開きください。

後期高齢者医療特別会計の歳入総額は 1 億 1,471 万 3,878 円、歳出総額は 1 億 1,432 万 8,678 円で、歳入歳出差し引き額 38 万 5,200 円が実質収支額でございます。

次に、歳入の各款について御説明を申し上げます。149 ページをお願いいたします。

第1款後期高齢者医療保険料、予算現額7,771万8,000円に対しまして、収入済額は7,717万7,100円であります。

第2款使用料及び手数料、予算現額8,000円に対しまして、収入済額は2,400円であります。

第3款繰入金、予算現額3,556万6,000円に対しまして、収入済額は3,492万5,857円であります。

第4款の繰越金は、予算現額10万円に対しまして、収入済額は21万1,400円であります。

第5款諸収入、予算現額179万1,000円に対しまして、収入済額は239万7,121円であります。

以上、歳入合計は、予算現額1億1,518万3,000円に対しまして、調定額1億1,534万178円、収入済額1億1,471万3,878円で、収入未済額は62万6,300円でございます。

次に、歳出の各款について御説明を申し上げます。150ページをお願いいたします。

第1款総務費、予算現額909万4,000円に対しまして、支出済額は888万1,730円であります。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額1億384万1,000円に対しまして、支出済額は1億337万9,051円であります。

第3款保健事業費、予算現額174万6,000円に対しまして、支出済額は170万2,197円であります。

第4款諸支出金、予算現額38万3,000円に対しまして、支出済額は36万5,700円であります。

第5款予備費、予算現額11万9,000円に対しまして、支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額1億1,518万3,000円に対しまして、支出済額は1億1,432万8,678円、歳入歳出差し引き残高は38万5,200円で、平成28年度へ繰り越しいたしました。

以上で後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。

次に、介護保険事業勘定特別会計の決算について御説明を申し上げます。

160ページの実質収支に関する調書をお開きください。

歳入総額は7億995万8,960円、歳出総額は7億547万9,780円で、歳入歳出差し引き額は447万9,180円になります。翌年度へ繰り越すべき財源としての繰越明許費繰越額が76万3,000円のため、実質収支額は371万6,180円であります。なお、うち339万8,275円を、地方自治法第233条の2の規定に基づきまして基金に繰り入れさせていただきました。

次に、歳入の各款についての御説明を申し上げます。161ページをお願いいたします。

第1款保険料、予算現額1億5,833万9,000円に対しまして、収入済額は1億5,830万7,150円であります。

第2款分担金及び負担金、予算現額1,000円に対しまして、収入はございませんでした。

第3款使用料及び手数料、予算現額5,000円に対しまして、収入済額は9,500円であります。

第4款国庫支出金、予算現額1億5,730万8,000円に対しまして、収入済額は1億4,785万1,181円であります。

第5款支払基金交付金、予算現額1億8,627万1,000円に対しまして、収入済額は1億8,332万8,052円であります。

第6款県支出金、予算現額1億220万3,000円に対しまして、収入済額は1億54万5,133円であります。

次のページに移っていただきまして、第7款財産収入、予算現額13万5,000円に対しまして、収入済額は13万5,654円あります。

第8款繰入金、予算現額1億2,133万2,000円に対しまして、収入済額は1億1,591万7,775円あります。

第9款繰越金、予算現額383万2,000円に対しまして、収入済額は383万2,115円あります。

第10款諸収入、予算現額4,000円に対しまして、収入済額は3万2,400円あります。

以上、歳入合計は、予算現額7億2,943万円に対しまして、調定額7億1,127万285円、収入済額7億995万8,960円で、不能欠損額11万7,200円、収入未済額は119万4,125円あります。

次に、歳出の各款について御説明を申し上げます。163ページをお願いいたします。

第1款総務費、予算現額3,485万円に対しまして、支出済額は3,030万150円あります。

第2款保険給付費、予算現額6億6,076万3,000円に対しまして、支出済額は6億5,404万7,781円あります。

第3款地域支援事業費、予算現額2,134万7,000円に対しまして、支出済額は1,901万1,780円あります。

次のページに移っていただきまして、第4款基金積立金、予算現額1,034万7,000円に対しまして、支出済額は13万5,654円あります。

第5款諸支出金、予算現額202万4,000円に対しまして、支出済額は198万4,415円あります。

第6款予備費、予算現額9万9,000円に対しまして、支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額7億2,943万円に対しまして、支出済額は7億

547万9,780円であります。歳入歳出差し引き残高447万9,180円のうち、基金に積み立てた残額108万905円を平成28年度へ繰り越しいたしました。以上で介護保険事業勘定特別会計の説明を終わります。

続きまして、介護保険介護サービス事業勘定特別会計の決算について御説明を申し上げます。

189ページの実質収支に関する調書をお開きください。

介護保険介護サービス事業勘定特別会計の歳入総額は1億1,302万7,035円、歳出総額は1億1,269万6,851円で、歳入歳出差し引き額33万184円が実質収支額であります。

次に、歳入の各款について御説明を申し上げます。190ページをお願いいたします。

第1款サービス収入、予算現額1億648万6,000円に対しまして、収入済額は1億543万8,181円であります。

第2款繰入金、予算現額669万6,000円に対しまして、収入済額は666万3,574円でございます。

第3款諸収入、予算現額2万円に対しまして、収入済額3,165円でございます。

第4款繰越金、予算現額92万2,000円に対しまして、収入済額は92万2,115円でございます。

以上、歳入合計は、予算現額1億1,412万4,000円に対しまして、調定額1億1,302万7,035円、収入済額1億1,302万7,035円で、収入未済額はございませんでした。

次に、歳出の各款について御説明を申し上げます。次の191ページを御覧願います。

第1款総務費、予算現額2,969万8,000円に対しまして、支出済額は2,887万9,696円でございます。

第2款サービス事業費、予算現額8,432万6,000円に対しまして、支出済額は8,381万7,155円であります。

第3款予備費、予算現額10万円に対しまして、支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額1億1,412万4,000円に対しまして、支出済額は1億1,269万6,851円であります。歳入歳出差し引き残高33万184円を平成28年度へ繰り越しいたしました。

以上で介護保険介護サービス事業勘定特別会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算について御説明を申し上げます。

199ページの実質収支に関する調書をお開きください。

住宅新築資金等貸付事業特別会計の歳入総額は994万8,462円、歳出総額は2,544万3,132円あります。歳入歳出差し引き額で歳入不足額1,54

9万4,670円が実質収支額でございます。

次に、歳入の各款について御説明を申し上げます。200ページをお願いいたします。

第1款繰入金、予算現額、収入済額ともに同額の157万5,000円でございます。

第2款の繰越金は、予算現額、収入済額ともにございませんでした。

第3款諸収入、予算現額2,429万3,000円に対しまして、収入済額は741万6,462円でございます。

第4款県支出金、予算現額、収入済額ともに95万7,000円でございます。

以上、歳入合計は、予算現額2,682万5,000円に対しまして、調定額1億1,628万516円、収入済額994万8,462円で、収入未済額は1億633万2,054円でございます。

次に、歳出の各款について御説明を申し上げます。201ページをお願いいたします。

第1款土木費、予算現額253万2,000円に対しまして、支出済額は125万6,000円でございます。

第2款公債費、予算現額699万2,000円に対しまして、支出済額は688万6,500円でございます。

第3款前年度繰上充用金、予算現額1,730万1,000円に対しまして、支出済額は1,730万632円でございます。

以上、歳出合計は、予算現額2,682万5,000円に対しまして、支出済額は2,544万3,132円でございます。歳入歳出差し引き歳入不足額1,549万4,670円は、地方自治法施行令の規定に基づきまして、翌年度歳入金の繰り上げ充用により全額補填をいたしております。

以上で住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、公共下水道事業特別会計の決算について御説明を申し上げます。

207ページの実質収支に関する調書をお開きください。

公共下水道事業特別会計の歳入歳出総額は、ともに同額の3億5,368万592円となり、実質収支額は0でございます。

次に、歳入の各款について御説明を申し上げます。208ページをお願いいたします。

第1款使用料及び手数料、予算現額1億512万5,000円に対しまして、収入済額は1億583万9,210円であります。

第2款国庫支出金、予算現額、収入済額ともに同額の2,223万5,000円あります。

第3款繰入金、予算現額1億4,361万7,000円に対しまして、収入済額は1億4,121万3,382円あります。

第4款諸収入、予算現額7万8,000円に対しまして、収入済額は9万9,000

0円でございます。

第5款町債、予算現額8,110万円に対しまして、収入済額は8,090万円でございます。

第6款繰越金、予算現額、収入済額ともに同額の10万円でございます。

第7款県支出金、予算現額、収入済額ともに同額の329万4,000円でございます。

ページをめぐっていただきまして、以上、歳入合計は、予算現額3億5,554万9,000円に対しまして、調定額3億5,923万9,342円、収入済額は3億5,368万592円で、不能欠損額18万1,540円、収入未済額は537万7,210円でございます。

次に、歳出の各款について御説明を申し上げます。210ページをお願いいたします。

第1款公共下水道事業費、予算現額1億6,441万6,000円に対しまして、支出済額は1億6,384万1,710円でございます。

第2款公債費、予算現額1億9,083万3,000円に対しまして、支出済額は1億8,983万8,882円でございます。

第3款の予備費は、予算現額30万円に対しては、支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額3億5,554万9,000円に対しまして、支出済額は3億5,368万592円でございます。歳入歳出差し引き残額は0円となります。

以上、簡単ではございますが、平成27年度川西町一般会計及び特別会計の決算について御説明を申し上げましたが、細部につきましては、各会計の事項別明細書によりまして御審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げます。御説明を終わらせていただきます。

議 長（森本修司君） 説明が終わりました。

この決算書案につきまして過日会計監査が行われましたので、木村監査委員の報告を求めます。

木村監査委員。

監査委員（木村 衛君） 平成27年度一般会計及び特別会計の決算監査の結果を御報告申し上げます。

去る7月27日に、中嶋監査委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定により、平成27年度川西町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきまして、会計管理者に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計の予算の執行状況並びに現金の出納・保管、資金の運用などにつきましては、地方自治法並びに関係法令に抵触するところもなく、適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

議 長（森本修司君） 監査報告が終わりましたので、ただいまより総括質疑に入り

ます。

総括質疑通告により、11番 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） 11番、芝和也です。それでは、私の所属委員会外、厚生委員会所管にかかわる一般会計と特別会計の国保会計で若干お尋ねをいたします。

まず一般会計決算で、清掃費、ごみの分別についてであります。積年実施されていることにより、効果が出てきているのが現状であります。これは、それぞれ分別をお願いし、住民の皆さんの協力のもと、各資源回収団体なども取り組みながら、その実績を上げてきているものであります。そういう点では、意欲を一層増進していくということからも、資源化への取り組みを進める意味でも、資源回収団体等への補助単価の引き上げについてどう考えておられるか、それについてお伺いをいたします。

次に、福祉医療費、子どもの医療費についてであります。

積年議論を積んできておりますが、窓口負担をなくすべく、現物給付の実施について、その取り組みを求めてきているところであります。これまでのところ、町村会を通じて県・国に対して要望を上げるという取り組みは進めてもらっているわけですけれども、当該決算年度もそうではありますが、実際、状況にもよりますけれども、臨機応変な対応も見られまして、本人さんが窓口で払えない場合には一旦貸し付けをするなど、それに対する補足措置がとられているのも実情であります。

そういう点で言いますと、これは町自身がやろうと思えば、いろんな取り組み方はありますけれども、現物給付化に向けての取り組みが可能ということになるかと思っておりますが、その辺のぐあいについてお尋ねをいたします。

また、その取り組み、手だての方途でありますけれども、その大前提として、こういった取り組みは有効かつ必要な手だてと、こういうふうにもそもそも考えているのか、それとも、それはもう住民に対して余計なお世話やと、こういうふうにも考えているのか、その辺についての意向もお伺いしたいと存じます。

それから、児童措置費、保育の多子世帯の問題であります。

多子世帯向けに保育料の軽減策がとられてはいますけれども、制度上、その世帯の子どもさんの構成年齢によっては全てに当てはまらない、こういうことも起こってまいります。この辺、子どもの実人数に対して一律に実施をする措置はとれないものかどうか、その辺についての考え方をお尋ねいたします。

それから、予防費の中で、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種についてであります。

現在のところ、生涯1回ということになっております。本町の場合は、定期接種になる前に独自施策として取り組みましたので、今は定期接種になった後、経過措置で、普通は5年に一遍ずつのやつが、その間の人を捕捉できるように、毎年実施ということで、5年刻みの年齢の間の人を入れるようになっている、そういう点ではよそに比べて進んだ取り組みにはなっています。ただ、2回目の接種ですね。これまでも同様の質問をしていますけれども、学会等では、今その効果について検討中ということでもありますので、この辺のその後の取り組みに対する進捗状況、そ

れから、こういったワクチン接種をしていますけれども、予防医療の取り組みと本町の保険税、医療費の支出のバランスですね。予防に取り組むことによって重い病にかかる手前で防ぐことができ、結果、医療費としては支出が抑えられる、こういう一連の流れから取り組まれている予防保健行政であります。この辺の検証についてどうなっているか、お伺いをいたします。

以上が一般会計です。

あと、国保会計決算についてであります。

国保の運営状況からしますと、先の見通しとして保険料率等々の動向がどうなっていくのか、その辺の見通しについてお示ししたいと思っております。

医療費がかさむ傾向、医療保険制度が変わりますので、県から「川西町としてはこれだけ集めてね」という納付分の額が提示されますと、それを集めるための保険料率ということにもなってくるかと思っておりますが、その一連の流れも含めまして、仮に負担増に向かう場合は、負担増なら負担増ということで、そのまま賦課していくのか、それとも、そこは賦課せずに、医療給付のほうを抑えられるような取り組みをしていくのか、その辺、どういう方向で考えているのか。あるいは、これはもう一般財源を投入せんことには負担増を防ぐすべはないという判断があるならば、それも致し方なしとするのか、それとも今まで同様、他会計からは入れない、独立採算ということしていくのか、その辺についての方針をお示ししたいと思っております。

以上であります。

議長（森本修司君） 福祉部長。

福祉部長（下間章兆君） ただいまの芝議員の御質問に対して、まず私のほうから回答させていただきます。

まず、清掃費についてでございます。

資源回収団体への補助単価の引き上げにつきましては、現在本町では、資源回収団体に対する助成金交付要綱によりまして、紙類、缶類、布類で1キロ当たり5円の助成をさせていただいております。この助成金は、回収団体である子ども会や自治会などの活動の資源の一つとして活用されており、あわせて、ごみの減量化と資源の有効利用などを目的として有効なものだと考えております。

平成27年度の実績では、登録団体数は22団体、回収量は約314.5トン、助成金額では約168万円助成させていただいております。

各年の団体の活動状況によりまして、多い年、少ない年はありますが、平成27年度より回収量に応じた助成に加え、回収回数、年6回以上の回収の場合、1回当たり1,500円の加算もさせていただいて要綱改正をさせていただきました。これにより、活発な活動をしていただけるものと期待をしております。

議員お述べのように、1キロ当たりの単価の引き上げにつきましては、今後の各団体の活動状況を勘案しながら検討していきたいと考えております。

次に、福祉医療費の子ども医療費について、現物給付化につきましては、先般3月議会におきまして説明させていただいたところであり、実現に向けては、県医師

会、審査機関、各市町村など、さまざまな機関との調整が必要とされるため、現段階での早期の実現は厳しい状況であり、また、川西町単独でできるものではありません。

議員御指摘の不測の事態への対応につきましては、福祉医療貸付事業の件でございますので、これも一旦窓口で払っていただきますので、現物給付とは異なる制度となると考えております。

続きまして、児童措置費の多子世帯への保育料の軽減策について。

現在の保育料は、保護者の所得、市町村民税所得割課税額をもとに算出しております。多子世帯やひとり親世帯については、保育料の負担軽減があります。保護者の所得割額が5万7,700円以上であれば、小学校就学前の範囲において特定教育・保育施設を同時に利用している児童のうち、第1子は全額、第2子は半額、第3子以降は無料となります。保護者の所得割が5万7,700円未満であれば、年齢に関係なく、第1子は全額、第2子は半額、第3子以降は無料となります。ひとり親世帯につきましては、所得割額が7万7,101円未満であれば年齢に関係なく、これも第1子は半額、第2子以降は無料となります。

御指摘の子どもの構成年齢に関係なく同様に育てている場合の一律の実施につきましては、現在国の示している基準に沿った対応をしていきたいと考えております。

続きまして、保健衛生費のワクチンの接種でございます。

肺炎球菌ワクチン接種は、肺炎の予防効果とともに、肺炎球菌による肺炎になっても軽症で済む、抗生物質が効きやすいなどの効果が期待でき、また、1回の実施で5年以上の効果を有するものとされており、2回目以降の実施については、腕が腫れる等、初期接種時に比べ強い副反応が起こる場合があるため、日本においては2回目の接種は特別な場合を除き認められていないのが、日本感染症学会や国に沿った基準となっております。町のほうもそれに沿った運用をしております。

医療費との関係検証につきましては、1市町村での検証は、事例数や費用等を考えてもちょっと困難でありますので、検証はしておりません。

肺炎球菌ワクチン予防接種というものは、医療費の減少のため実施するものではなく、インフルエンザ流行時の二次感染の予防と、抵抗力の弱い高齢者を肺炎から守るということを目的に実施しております。これからも国の基準を参考に運用したいと考えております。

なお、海外では、肺炎球菌ワクチンとインフルエンザワクチンを併用することで、入院を63%、死亡を81%減らすことができたという報告例もあります。

川西町では、予防接種は病気の予防のために効果的であると考えており、住民の方々の意見や近隣先進市等の取り組みも調査しながら、よりよい保健衛生環境の向上に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、国民健康保険特別会計の決算についてであります。

近年の生活習慣病患者の動向や医療技術の進歩、人口の高齢化などにより、医療費は全国的に増加傾向であり、川西町におきましても同様の傾向が見られます。そ

の反面、保険税調定額は、被保険者数の減少、高齢化や所得水準の低下等による減少傾向であるため、財政的に非常に厳しい状況にあり、保険税については税率改正をし、相応の収入を確保していかなければならないこととなります。

参考といたしまして、平成22年度と平成27年度の総医療費を比較しますと、平成22年度は約8億円、平成27年度は8億3,000万円で、3.8%伸びております。被保険者は、平成22年度が2,542人、27年度が2,442人と、100名、4%減少しております。保険税調定につきましては、平成22年度に比べ27年度は8.7%減少しています。このことから、同様な水準にしていこうと思えば、保険税の確保をするためには税率改正等も視野に入れなければならないのかなと考えております。

国保財政の健全化推進のために、負担の公平性の確保のために保険税の収納率向上はもちろんのこと、特定健診の受診率向上と被保険者の健康推進とジェネリック医薬品の利用推進の啓発等で医療費の抑制を図り、また、医療機関の適正受診の啓発、いわゆる重複受診でありますとか頻回受診などの抑制を行いまして、過度な医療費の抑制にも努め、財政の健全化を図ることにより、保険税の上昇を抑えるのも保険者の務めであると考えております。

これらは過度な医療費の抑制であり、決して削減や制限ではなく、必要な医療につきましては受診は保障されているということでもあります。平成30年度に国保の県統一化がされますが、その際には保険税率の改正を行い、保険税の上昇の可能性もありますが、被保険者の方に負担を強いることもあろうかと考えております。

ただ、今後も保険料の上昇を抑えるべく、法定外の一般財源の投入をすることなく、今現在保有しております財政調整基金8,500万円を活用しながら、なるべく被保険者の方々の負担を抑えることができますよう努めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

議長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝和也君） それでは、まず、ごみ回収についてであります。

収集回数、活動状況により、加算の措置は当該年度からとっているという話ですが、単価の引き上げについては考えていないということでした。基本、今の話でも、分別の取り組みは有効と考えている旨、取り組み自体の評価はそういうふうになっているようであります。

これはもう量の多い少ないに関係なく、皆さんそうやってごみの資源化、分別の取り組みというのが定着してきて、みんながそれぞれ協力しながらやっているものであります。その辺、これは物の売り買いではありませんから、処理するのに経費がどれだけかかるのかとか云々とかいう商売的な考えで必ずしも論じられるものではないと思いますし、施策として、自治体の取り組みとして、そういうごみの資源化に向けた住民の協力に対して、基本的には報いるべきというふうに私は考えております。

その辺、単価の引き上げ等できちんと還元をしていって、より一層効果を見出すという方向に努めるべきものと、お金の使い方としてはそういうふうに考えますが、その辺について改めて御所見をお伺いします。

次に、子どもの医療費についてであります。

これは物理的に町単で取り組むことは厳しいということでもあります。そこで、これをどうしていくのかということについては、本町だけではなしに県下全部の各保険者が同様の悩みを持っていることと思えますし、また、30年から県で一本化されていくことから、その辺の見方はまた新たな方向へと動き出していくものかと思えますが、その辺はその流れに沿いながら、町として大いに声を上げていったらいいと思います。いずれにしても、その前提の考え方として、有効な手だてなのかどうかということが、取り組みには大いに影響してくると思います。これは人にもよりますけれども、現物給付化することによりまして、「何でもかんでもすぐ病院へ連れて行く、こういうふうなことになるから、逆に医療費がかさみまんねん」というふうに言われる、それぞれの自治体の中の担当者、県の担当者の中にもそういう方はおられます。また逆に、「同じことやから、それはやったほうがいきにいきます」というふうに考えておられる場合もありますが、その辺、手だてとして町長自身はどうお考えなのか。

現に町長も実際に経験なさっているとおり、転勤で国内をいろいろかわりますと、やっている自治体、やっていない自治体というのは、当然、同じ子どもを育てていても扱いが違ふということになりますし、近畿で言いますと、これはたまたまですけれども、奈良県だけが現物給付化されていないということになってしまいましたので、県外から転入してこられた方は、前のところはあったのにとというのは当然普通を感じることであります。

そんなこともあわせまして、自治体としてどうあるべきか、その辺について考え方、御所見をお聞かせいただけたらと存じます。

それから、今の貸し付け制度ですけれども、これは確かに仕組みは違いますし、制度も違うんですけれども、事実上、町の財政の出入りの関係からすれば同じことやというふうに私は思います。普通は窓口で一旦保護者の方が医療費を支払う。町に請求が来て、町は御本人の3割の負担を引いた分を口座に振り込んでいくというのがお金の流れになります。貸し付け制度のほうは、後から振り込むことになろう金額をまずは貸し付けてるというだけのことであります。そういう点で言うと、事実上同じような手だてではないかと私は感じているところであります。

その辺、いかがお考えか。その策が有効に働くならば、それはそれで大いに町として取り組める内容ではないか、こういうふうに思っているところであります。

加えて、窓口払いの問題ですけれども、子育て世代の皆さんの収入というのは、年齢的に若い皆さんが多いですから、年収自体もそれなりに水準が高くないということにもなってきます。そういうときに、月末が近づいてくるとだんだん財布が底をついてきて、非常に心配だということになりまして、こういう状況というのは、

なった当事者にしかその感覚というのはなかなかわからないと思います。普通に蓄えがあって、普通に財布の中にお金が入っていたら、一旦窓口での支払いをして、後から返してもらうという現在の制度であっても何の問題もありませんし、また、そのことに気づいてない方もおられるかもしれません。手続がありますので、そんなことはないと思いますが、そうやと思いますけれども、実際財布の中身が底をついてきた場合は、その辺、なった方にしかわからないそれなりの精神状況というものもあると思います。そこは自治体が社会的にどう手を差し伸べていくかというのが取り組みの姿勢・内容にかかわってくる問題だと思います。

その辺、この取り組みをするか否かというのは自治体のそれぞれの含みであり、幅であり、住民をおもんばかる、そういう思いということになってくるかだと思います。その辺について、町長の御所見をお伺いしておきます。

それから、保育料についてであります。

多子世帯への制度であります。基本的には国基準でやっていくということであったかと思います。それでいきますと、構成年齢によりまして、同じ人数の子どもを育てていても半額とか無料にならないケースも当然出てきますし、また、所得制限も国基準で当てられていきますので、そうなりますと、今示してもらっています資料で言いますと、年収で360万円未満の世帯が国基準やというふうにお聞きをしております。所得を見に行く場合、これは何でもそうですけど、世帯主さんの所得だけで見ると違って、そこの世帯の全体の収入で所得を見ていくということで、給付をする場合、計算することになります。そうなりますと、今、若年層の皆さんは収入もなかなか厳しい中でありますので、世帯主さん1人が頑張って働いて一家3人、4人、5人を養うてるという方も中にはおられますが、そうではなくて、2人で一生懸命働いて360万円の基準を超えるか超えないかという基準の方も当然おられると思います。普通にいきますと、2人働いて360万円を超えるケースが往々にして出てきますから、一家が普通に生活していこうと思います。当然そのぐらいの収入にはなってくると思いますので、もしそういう点で補足するならば、その基準というものはもうちょっと現実に見合うように上げていかんと——普通に考えますと、これもそれぞれの世帯感覚によりましてけれども、やっぱり600万、700万円ぐらいあれば、全然普通に、心配することなく、順風満帆とは言いませんが、それなりの生活もきちんとできるかだと思いますけれども、360万円という水準で言いますと、「そうだったか。それは立派に1年間の収入がきちんとありまんねんな」という話には世間的にもならないと私は思います。

そういう点で、この辺の基準、国基準は国基準ですけれども、町は国の基準に照らして保育料そのものはその負担よりも低くなるように、そこはプラスアルファ、保育料そのものを町が見てるという取り組みもやっていますし、当該年度からは、子ども・子育て支援制度の関係で地域区分が変わったことによって負担が上がったけれども、従前どおりの負担になるように、それも自治体の含み、幅として取り組んでいるわけでありますので、その辺、やっぱりそういう含みを持った対応をして

いって、しかるべき措置をとっていくべきではないかというふうに思います。

この辺、市町村の自治事務ですから、判断は市町村次第ということになってくのかと思いますが、そうした自治体の持つべき視点、あるべき姿、その辺についての取り組みではないかと、かように考えます。町長御自身、その辺はいかがお考えでありますでしょうか。この点でもお聞きをしておきます。

ワクチンのほうは、副作用等々の関係もあってなかなか実施できない面は、それはそういうことであろうかと思えます。事は薬の問題ですし、有効に働く手だてということになるならば、大いにやっていってもらえるものだというふうに思いますので、その辺はまた国が示してくる内容に応じて、国がオーケーとなるならば、当然全国の市町村も取り組むことになるでありますし、結果はそれに合わせていけたらというふうには思います。

ただ、効果としては、入院や死亡が実際には減ってきているということでありますので、施策的には住民の健康増進にはつながっているということでありましたし、医療費抑制のためにやっているのではないということでありましたが、健康増進をすることによって、結果、当然それは医療費にも跳ね返ってくる問題でありますので、その辺はこの問題も含めまして全体の取り組みとしてよりよい方向性を今後も続けていってもらったらと思えますので、その辺はよろしく願いをしておきます。

それから、国保決算であります。

状況からして、引き上げていかざるを得ない状況になるだろうという見通しの話でありました。どう財源を確保するかということと言いますと、法定外、一般財源は予定していない、今の基金の取り崩し、そういうことで対応ということでありました。保険料率をどこに設定するかというのは、必要な医療費見込みが出てきて、それに対して集めるためにどうしようということでは保険料率の設定ということになりますが、先ほど部長もお示しのように、被保険者さんの高齢化、所得の低下、こういうことが特徴の一つで、保険者としては収入を確保するのが非常に厳しい状況にはある、これが現状だという状況分析の話もありました。そういう点で言うと、負担増に向かわざるを得ないと。これだけ必要な支払いをせんなんから、これを集めるのにどうしようということで、保険料率をこう設定せんことには集まらんなど、こういう話にはなるんですけれども、支払い能力との関係で、何ぼでも賦課はできますけれども、支払い能力を超えたものを何ぼ賦課していても、結局は払われへんという話も一方では出てきますので、その辺の関係をどう見ておられるのか。

そこを防ぐための手だてということでは取り組みを打っていかんとあかんというふうに私は思っているところでありますが、その辺、この支払いをするためのお金を集めるためには、これだけの保険料率になる、これが上がってしまったけど、支払い能力は変わりませんので、あるいは低下傾向にあるので、これを超えている分については、何ぼかぶせてもよう払わんと残してしまう、こういう関係は、負担増、上げていけばいくほど出てくる傾向にあると思えます。そこはどう見ておられるの

かということであります。その辺、御所見をお聞かせください。

以上です。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） まず、清掃費に関する部分でございますが、分別回収の取り組みにつきましては、町でも定着化が進んできておるかなと考えております。議員のお述べのとおり、資源化の取り組みに対して報いるべきではないかということでございますけれども、昨年度、回収量に応じた助成に加えて回収回数に応じた助成も行うというような対応で少し取り組みを始めさせていただいておりますので、まずはその状況を見ながら、今後研究・検討していきたいと考えております。

次に、子どもの医療費の件でございますが、まず、現物給付制度自体が有効な手だてかどうかというようなお話でございます。

先ほどもお話がございましたとおり、これをやることによって安易に医療機関に行くとか、いわゆるコンビニ受診みたいなことにつながるというようなデメリットの部分もございますけれども、国の子ども医療というものに係る費用というのを見ましたところ、さほど大きな金額でもないと思っておりますので、現物給付自体、ひよっとしたら頻繁に行くことになるかもしれませんが、私としては有効な手だてではないかなと考えております。

ただ、川西町単独で対応することは非常に困難でございます。以前から国や県に対しましても要望を上げております。子ども医療費に対する補助制度も、要望の結果、県がこの8月より補助に対して取り組みを行うというような決定をしたところでございますので、今後も要望を続けながら、県の対応状況を注視していきたいなと考えておるところでございます。

あと、貸付制度につきましては、これも子どもを大人数抱えていらっしゃる世帯にとっては、1人当たりの単価は低くても、合算すると多額になるということで、非常に大変な状況であることは予想されております。貸し付け制度につきましても、今後も啓発に努めていきたいなと考えておるところでございます。（芝議員「財布の底をついてきたときに心配やという、その辺の問題」と呼ぶ）

それは十分理解しておりますので、まずは貸し付け制度について啓発するとともに、現物給付につきましては、先ほどから申し上げますとおり、町単独では難しいので、しっかりと国・県に声を上げていき、近隣市町村とも連携をとりながら声を上げていきたいなと考えております。

次に、児童福祉に関しましては、所得基準によって対応が変わってくるんですけれども、私ごとながら、高校生の子どものを抱え、いずれ大学に進学するかもしれません。これはもう所得が幾らあっても大変な話でございます。まずは国で基準を決められておりますので、国の基準に従って対応していきたいと考えておるところでございます。

次の保健衛生の部分につきましては、議員もお述べのとおり、薬にかかわる部分でございますので、まずは学会や国の基準にのっとって対応していきたい。また、

この基準が変わったり明確化した段階で、本町も対応について検討してまいりたいと考えております。

最後に、国保会計につきましては、従前から申し上げてまいりたいと考えております。一般財源の投入をすることなく、財政調整基金の活用で対応してまいりたいと考えております。保険制度につきましては、国のほうでも制度見直しを進めておるといような状況でございますので、その状況を注視し、今後検討してまいりたいと考えております。（芝議員「賦課して、支払い能力の関係で」と呼ぶ）

これにつきましても、まずは財政調整基金も活用するという点で、現時点では一般財源の投入については極力控えていきたい。いずれは何らかの対応も考えなければいけないと思うんですが、まずは財政調整基金の活用で対応してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（森本修司君） これをもちまして総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、各関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認めます。よって、本案件は、厚生、総務・建設経済の各常任委員会に付託します。

日程第6、認定第2号、平成27年度川西町水道事業会計決算についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村匡正君） 日程第6、認定第2号、平成27年度川西町水道事業会計決算についてでございます。水道部長から説明を行います。

議 長（森本修司君） 福本水道部長。

水道部長（福本哲也君） それでは、認定第2号、平成27年度川西町水道事業会計決算について御説明申し上げます。

決算書の11ページをお開きください。営業面の会計であります収益的収入及び支出の状況でございます。

収入としましては、第1款水道事業収益の予算額合計2億3,376万1,000円に対し、決算額は2億3,392万4,000円でございます。次に、支出といたしましては、第1款水道事業費用の予算額合計2億924万4,000円に対し、決算額は2億242万1,000円でございます。

次に、13ページをお願いします。収支の状況について、損益計算書として消費税抜きものを記載しております。

1. 営業収益1億9,394万5,000円に対し、2. 営業費用1億7,641万6,000円で、差し引き営業利益は1,752万8,000円の黒字となりました。

3. 営業外収益 2,434万8,000円に対し、4. 営業外費用 1,288万9,000円で、差し引き 1,145万9,000円の黒字となり、営業収支、営業外収支を合わせました経常収支については、2,898万7,000円の利益となりました。また、当年度純利益も同額となりました。

次に、3ページをお開きください。収益的収支に係る業務実績につきまして、前年度との比較を表示しております。

(1) 業務量については、平成27年度の年間総配水量は100万179立米で、2万2,691立米の減、年間有収水量は91万5,000立米で、ほぼ前年度並みとなりました。

次ページをお願いします。

(2) 営業収入に関する事項については、区分営業収益の給水収益が24万9,000円の減、その他の営業収益では、加入分担金が大きく減少したため、1,170万円の減となりました。また、区分営業外収益の長期前受金戻入として60万6,000円の増、貸し倒れ引当金戻入として336万3,000円の増、区分特別利益のその他特別利益の556万2,000円の減は、制度改正に伴い、26年度に計上した修繕引当金取り崩し分です。総収入額といたしましては1,318万1,000円減の2億1,829万3,000円となりました。

(3) 事業費に関する事項について、平成27年度と平成26年度を比較しております。区分営業費用の原水及び浄水費7,652万7,000円は、43万6,000円の減となり、配水及び給水費2,499万7,000円は、692万4,000円の減、受託工事費17万9,000円は、43万6,000円減、総係費2,489万7,000円は、522万2,000円の減となりました。また、減価償却費4,593万1,000円は、42万1,000円の減となり、資産減耗費388万2,000円は、固定資産除却に伴うものでございます。

区分、営業外費用の支払い利息は、起債の利息として1,266万4,000円の支出で、100万円の減となりました。

区分、特別損失の2,641万5,000円の減は、制度改正に伴い26年度に部時した貸倒引当金でございます。

以上、事業費の計は1億8,930万5,000円で、前年度と比較して3,696万9,000円の減少となりました。

事業収入及び事業費の明細については、23ページから26ページに記載しておりますので、よろしく願いいたします。

浄水場内の施設については、29年度から県水転換し、廃止になることから、維持管理につきましては、安全性・機能性を見きわめ、状態を点検しながら必要に応じた修理を行い、経費の削減に努めてまいりたいと考えております。

次に、12ページをお開きください。

主として建設改良及び企業債に関する会計でございます資本的収入及び支出会計でございます。

収入はありませんでした。これは、補助・起債対象となる工事の実施がなかったためでございます。

次に、支出といたしましては、第1項建設改良費3,363万9,000円、第2項企業債償還金3,247万8,000円で、第1款資本的支出の予算額合計6,703万1,000円に対し、決算額は6,611万8,000円となり、前年度と比べ808万4,000円の増加となりました。資本的支出額6,611万8,000円は、過年度分損益勘定留保金6,362万6,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額249万1,000円で補填し、決算処理を行いました。

資本的収支会計の業務実績について御説明いたします。3ページをお願いします。

建設改良費3,363万9,000円のうち主な工事としまして、町道結崎6号線配水管布設工事として3,155万5,000円を支出いたしました。また、浄水施設の維持管理として、場内井戸ポンプ取りかえ工事208万4,000円を支出いたしました。

7ページをお願いします。

建設改良費以外の支出といたしましては、企業債の償還におきまして、27年度につきましては3,247万8,000円を支出いたしました。

以上、平成27年度川西町水道事業会計決算の概要を説明いたしました。

御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。私からの説明を終わります。

議長（森本修司君） 説明が終わりました。

この決算書案につきまして、過日会計監査が行われましたので、木村監査委員の報告を求めます。

木村監査委員。

監査委員（木村 衛君） 平成27年度水道事業会計の決算監査の結果を御報告申し上げます。

去る7月27日に、中嶋監査委員とともに、地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成27年度川西町水道事業会計決算につきまして、水道部長に必要な調書の提出を求め、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、その内容について厳正なる審査を実施いたしました結果、会計の予算執行状況並びに現金の出納・保管、資金の運用などにつきましては、地方公営企業法を初めとする関係法令に抵触することもなく、適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

議長（森本修司君） 監査報告が終わりましたので、ただいまより総括質疑に入りますが、質疑通告が提出されておられませんので、総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの決算認定についての討論を省略し、総務・建設経済委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認めます。よって、本案件は、総務・建設経済委員会に付託します。

日程第7、議案第39号、平成28年度川西町一般会計補正予算についてより、日程第22、議案第54号、定住自立圏の形成に関する協定書の変更についてまでの16議案を一括上程したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、一括上程いたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村匡正君） 日程第7、議案第39号、平成28年度川西町一般会計補正予算について説明いたします。

歳出の部でございます。11ページをお開き願います。

款1.議会費 項1.議会費 目1.議会費におきまして、一般職の給与改定に準じ、議員賞与の改定を行うため、22万5,000円の増額をお願いするものでございます。

款2.総務費 項1.総務管理費 目3.財産管理費におきまして、役場駐車場の老朽化した外灯の鉄骨塗装に要する経費27万4,000円の追加、目4.企画費におきまして、今年度作成予定の川西町総合計画について全戸配布用の概要版の作成等を行うための追加委託経費、漏水等により使用不能となっている消火栓の撤去に要する経費、公民館の改修や備品購入等に対する補助申請が想定以上に増えたことによる地域集会所建築等補助金の不足額等、合計481万5,000円の追加、目8.生活環境対策費におきまして、地域の防犯・安全対策として、LEDによる防犯灯の設置に要する経費429万9,000円の追加をお願いするものです。

項2.町税費 目2.賦課徴収費におきまして、法人及び個人住民税の賦課構成等により発生した還付金の不足分等について550万円の増額をお願いするものです。

12ページをお開き願います。

項5.統計調査費 目1.統計調査総務費におきまして、我が国の包括的な産業構造を明らかにするなどの目的で国が行う経済センサス調査を受託したことによる経費として、14万8,000円の増額をお願いするものです。

款3.民生費 項1.社会福祉費 目1.社会福祉総務費におきまして、高額介護サービス給付費が当初見込み額より増加したこと等に伴い、介護保険事業勘定特別会計への繰出金58万8,000円の追加、目6.ぬくもりの郷管理費におきまして、漏水に伴う上下水道料金の負担経費、光電話回線の導入に伴う経費、合計58万9,000円の追加、目7.後期高齢者医療費におきまして、前年度の市町村療養給付費負担金が確定したことにより、その精算に要する経費149万6,000円の追加をお願いするものです。

13ページに移りまして、項2.児童福祉費 目3.子育て支援センター運営費におきまして、川西版ネウボラ事業を推進するため、子育てに関する悩み等を相談す

るネウボラルームの設置に要する経費 38万2,000円の追加、項3.人権施策費 目4.人権問題啓発費におきまして、部落解放研究第50回全国集会への参加費8万円の追加をお願いするものです。

款5.農商工業費 項2.商工費 目1.商工総務費におきまして、次年度に行う予定であった唐院工業団地周辺への企業誘致に伴う地権者調査や資料等の送付に要する経費20万円をお願いするものです。

款6.土木費 項2.道路橋梁費 目1.道路橋梁維持管理費におきまして、地元要望があり、かつ緊急度が高いと考えられる街路樹の剪定、水路の改修設計委託経費、町道の補修経費、計4,301万1,000円の増額をお願いするものです。

14ページをお開き願います。

項3.都市計画費 目1.都市計画総務費におきまして、結崎駅周辺整備事業に対する指定寄附を活用し、駅前に設置する掲示板を購入する経費53万円の追加、目2.公共下水道費におきまして、敷設する下水道管を延長する必要等が生じたため、公共下水道事業特別会計への繰出金210万円の追加をお願いするものです。

項4.住宅費 目1.住宅管理費におきまして、過年度の修繕費等の精算のため、町営住宅の修繕に要する経費及び空き家の草刈りに要する経費、計360万円の追加をお願いするものです。

款7.消防費 項1.消防費 目2.非常備消防費におきまして、消防団員安全装備品整備等助成金を活用し、消防装備品である無線機器の購入に要する経費16万6,000円の追加、目5.災害対策費におきまして、再生可能エネルギー等導入事業補助金を活用し、災害時の夜間にも対応できるよう、ソーラー街路灯の設置に要する経費3,354万4,000円の追加をお願いするものでございます。

款8.教育費 項2.小学校費 目1.学校管理費におきまして、副担任制の導入による臨時講師の採用に要する経費、小学校校舎について、廊下のクリーニング経費及び網戸の設置に要する経費、合計532万9,000円の追加をお願いするものでございます。

15ページに移りまして、項4.中学校費 目1.中学校費におきまして、式下中学校敷地のうち国からの借地に係る借地料の変更による経費9,000円の追加、項5.幼稚園費 目1.幼稚園費におきまして、老朽化した園舎外壁の改修工事に要する経費723万6,000円の追加、項6.社会教育費 目1.社会教育総務費におきまして、図書館複写機の一括リース契約への契約変更により13万5,000円の増額、目2.文化会館費におきまして、アルバイト職員の賃金体系の変更に伴う経費及び文化会館の空調システム修繕に要する経費、合計115万6,000円の追加、目4.地域家庭教育力活性化推進費におきまして、子育て応援団養成講座開設に伴う経費として10万5,000円の追加をお願いするものです。

16ページをお開き願います。

目11.すばる子どもセンター運営費におきまして、アルバイト職員の人数減により47万1,000円の減額、目12.いぶき子どもセンター運営費におきまして、

アルバイト職員の人数増に要する経費及び複写機の一括リース契約への契約変更に伴う経費、計142万円の追加をお願いするものです。

項7.保険体育費 目1.保健体育総務費におきまして、前年度のスポーツ推進委員に対する報酬経費として18万9,000円の追加、目4.給食運営費におきまして、アルバイト職員の昇給に伴う経費として7万2,000円の追加をお願いするものです。

次に、歳入の部でございます。8ページをお開きください。

款13.国庫支出金 項2.国庫補助金におきましては、子ども・子育て支援事業としてネウボラルームの設置、再生可能エネルギー等導入事業としてソーラー街路灯の設置が新たに補助事業採択されたことにより、補助金合計3,112万6,000円の増額をお願いするものです。

款14.県支出金 項2.県補助金におきましても、同様にネウボラルームの設置、公民館プロジェクト事業として子育て応援団養成講座の開設等が採択されたことにより、補助金合計22万7,000円の増額、項3.委託金におきまして、経済センサスの調査受託額の確定に伴い、14万8,000円の増額をお願いするものです。

9ページをお願いします。

款16.寄附金、項1.寄附金におきまして、一般寄附金及び駅周辺整備事業指定寄附金を受けたことにより、850万円の増額をお願いするものです。

款17.繰入金 項1.基金繰入金におきまして、減債基金及び地域づくり福祉基金の取り崩しを一般財源に変更することによる減及び地域集会所の改修等の増加に伴う自治振興基金の増により、差し引き4,470万円の減額をお願いするものです。

款18.繰越金 項1.繰越金におきましては、前年度繰越金の確定により、1億4,911万3,000円の増額をお願いするものです。

款19.諸収入 項4.雑入におきましては、消防団員安全装備品整備等助成事業として無線機器の購入が採択されたことなどにより、22万8,000円の増額をお願いするものです。

款20.町債 項1.町債につきましては、普通交付税算定に伴い臨時財政対策債の発行可能額が確定したことから、2,791万5,000円の減額をお願いするものです。

以上により、歳入歳出それぞれ1億1,672万7,000円の増額補正をお願いするものであり、これにより平成28年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ40億6,749万1,000円となります。

次に、日程第8、議案第40号、平成28年度川西町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

4ページをお開きください。下段の歳出の部でございます。

款10.諸支出金におきまして、平成27年度退職者医療療養給付費の確定に伴う返還金として303万4,000円を増額するものでございます。

続きまして、上段の歳入の部でございます。

款 9.繰入金 項 2.基金繰入金でございますが、財源調整のため 1,084 万 7,000 円の減額をお願いするものです。

款 11.繰越金につきましては、前年度の繰越金が確定したことから、1,388 万 1,000 円の増額をお願いするものです。

以上により、歳入歳出それぞれ 303 万 4,000 円の増額補正をお願いするもので、これにより平成 28 年度川西町国民健康保険特別会計予算の総額は、11 億 9,266 万 9,000 円となります。

次に、日程第 9、議案第 41 号、平成 28 年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。

4 ページをお開きください。下段の歳出の部でございます。

款 2.後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、前年度の賦課保険料の収納があったため、広域連合に納入する必要が生じたことにより、28 万 6,000 円の増額をお願いするものでございます。

上段の歳入の部でございます。

款 9.繰越金につきましては、前年度の繰越金が確定したことにより、28 万 6,000 円の増額をお願いするものです。

以上により、歳入歳出それぞれ 28 万 6,000 円の増額補正をお願いするもので、これにより同会計の総額は、1 億 2,292 万 7,000 円となります。

次に、日程第 10、議案第 42 号、平成 28 年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてでございます。

歳出の部でございます。7 ページをお開きください。

款 2.保険給付費につきましては、高額介護サービス費負担金が当初見込額より増額したことによる 480 万円の増額をお願いするものです。

款 3.地域支援事業費につきましては、認知症カフェ開催に伴い、包括的支援事業費から認知症総合支援事業費への 2 万円の組みかえをお願いするものでございます。

款 5.諸支出金につきましては、前年度の実績が確定したことにより、償還金及び還付金として 31 万 6,000 円の増額をお願いするものでございます。

歳入の部でございます。5 ページから 6 ページをお開きください。

款 1.保険料につきましては、本算定賦課後に算定した保険料の見込額等により 106 万円の増額、款 4.国庫支出金、款 5.支払基金交付金、款 6.県支出金及び款 8.繰入金においては、高額介護サービス等の財源として合計 374 万円の増額、款 9.繰越金につきましては、前年度の繰越金が確定したことにより、31 万 6,000 円の増額をお願いするものです。

以上により、歳入歳出それぞれ 511 万 6,000 円の増額補正をお願いするもので、これにより同会計の総額は、8 億 5,051 万 8,000 円となります。

次に、日程第 11、議案第 43 号、平成 28 年川西町介護保険介護サービス事業

勘定特別会計補正予算についてでございます。

歳出の部でございます。6ページをお開きください。

款1.総務費につきましては、ぬくもりの郷において経年劣化による施設整備の修繕及び備品購入に要する経費、光電話回線の導入に伴う経費、通信カラオケシステムの情報使用料、合計60万3,000円の増額をお願いするものです。

歳入の部でございます。4ページから5ページをお開きください。

款1.サービス収入につきましては、過年度のグループホームサービス使用料の過誤返戻により11万3,000円の増額、款2.繰越金につきましては、前年度の繰越金が確定したことにより、32万9,000円の増額をお願いするものでございます。

款3.諸収入につきましては、歳出で説明しました光電話回線の導入に伴う経費及び通信カラオケシステムの情報使用料を指定管理者に負担していただくため、16万1,000円の増額をお願いするもでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ60万3,000円の増額補正をお願いするもので、これにより同会計の総額は、1,438万9,000円となります。

次に、日程第12、議案第44号、平成28年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算についてでございます。

4ページをお開きください。下段の歳出の部でございます。

款1.公共下水道事業費につきましては、敷設する下水道管を延長する必要があることによる工事費の増及び下水道料金の過納付による還付金として、計210万円の増額をお願いするものでございます。

また、歳出につきましては、当該歳出の財源を確保するため、款3.繰入金として同額の210万円の追加をお願いするものでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ210万円の増額補正をお願いするもので、これにより同会計の総額は、3億2,664万6,000円となります。

次に、日程第13、議案第45号、平成28年度川西町水道事業会計補正予算についてでございます。

3ページをお開きください。収益的収入の部でございます。

款1.水道事業収益 項2.営業外収益につきましては、県より奈良モデル推進補助金の交付決定がありましたので、324万円の増額をお願いするものです。

次に、収益的支出の部でございます。

款1.水道事業費用 項1.営業費用につきましては、県営水道に接続予定の水道管内のカメラ調査に要する経費219万2,000円の増額、消費税率10%に対応したシステム改修費の減、及び磯城郡水道広域化事業計画策定費の確定に伴う精算により、255万1,000円の減額をお願いするものでございます。

項3.特別損失につきましては、水道料金の過納付による還付金が発生したことにより、24万円の増額をお願いするものでございます。

4ページをお開きください。資本的収入の部でございます。

款 1. 資本的収入 項 2. 工事負担金につきましては、水道管の移設を行うに当たり、原因者である大和平野土地改良区に応分の負担をしていただくため、45万円の増額をお願いするものでございます。

資本的支出の部でございます。

款 1. 資本的支出 項 1. 建設改良費につきましては、資本的収入の部でも説明しました水道管移設に要する工事費61万円の増額をお願いするものでございます。

以上により、収益的収入第1款水道事業収益は2億3,480万2,000円、収益的支出第1款水道事業費用は2億1,356万円、資本的収入第1款資本的収入は495万円、資本的支出第1款資本的支出は6,399万9,000円となります。

以上が平成28年度補正予算関係でございます。

続きまして、条例改正について御説明いたします。

日程第14、議案第46号、川西町附属機関設置条例の一部改正についてでございます。

2枚目「条例の概要」をお開き願います。

この条例の改正は、町の附属機関として喫緊の行政課題について住民の御代表、また有識者などに御審議していただく必要から、川西町地域総合交通戦略検討協議会、川西町町民提案型まちづくり事業補助金審査会、川西町空き家等対策協議会、川西町町営住宅・改良住宅審議会を新たに設置し、そのための条例を一部改正するものでございます。

各協議会等が担当する事項につきましては、概要に記載のとおりでございます。

続きまして、日程第15、議案第47号、川西町長期基本構想審議会条例の一部改正についてでございます。

2枚目「条例の概要」をお開き願います。

この条例の改正は、川西町第3次総合計画を策定するに当たり、審議していただく機関の名称を川西町総合計画審議会に変更するとともに、所掌事務や委員構成等を改めるために条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、日程第16、議案第48号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

2枚目「条例の概要」をお開き願います。

この条例の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長の給料月額の見直しを行うため、条例の一部改正をするものでございます。

続きまして、日程第17、議案第49号、川西町税条例等の一部改正についてでございます。

2枚目の「条例の概要」をお開き願います。

この条例の改正は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、川西町税条例等の一部を改正するものでございます。

主な改正の内容は、現行の軽自動車税の名称を種別割に変更、自動車取得税の廃止に伴い、軽自動車税に燃費基準値達成度等に応じて税率を決定する環境性能割を

創設、軽自動車税におけるグリーン化特例、排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた環境負荷の小さな自動車の軽自動車税を軽減、適用期間の1年延長、医療用から転用された市販医薬品の購入に対して個人住民税における医療費控除の特例の創設、法人住民税の法人税割の税率変更等でございます。

続きまして、日程第18、議案第50号、川西町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

2枚目の「条例の概要」お開き願います。

この条例の改正は、外国居住者等所得相互免除法の一部改正に伴い、町民税で分離課税される特例適用利子等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるため、条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、日程第19、議案第51号、川西町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正についてでございます。

2枚目「条例の概要」お開き願います。

この条例の改正は、平成29年4月1日より新たに分別収集を行う飲食用瓶につきまして処理手数料を定めるために条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、日程第20、議案第52号、川西町都市計画審議会条例の一部改正についてでございます。

2枚目「条例の概要」お開き願います。

この条例の改正は、都市計画審議会を所管する担当課について、昨年度実施した組織改編を反映させるため、条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、日程第21、議案第53号、川西町総合計画策定条例の制定についてでございます。

2枚目の「条例の概要」お開き願います。

この条例の制定は、町の最上位計画となる総合計画を策定するための法的位置づけを行うために制定するものでございます。

主な内容は、「総合計画を町の最上位の計画と位置づける」「総合計画を策定または変更しようとするときは、川西町総合計画審議会に諮問する」「基本構想を策定または変更しようとするときは、議会の議決を得る」「総合計画を策定または変更したときは公表する」等でございます。

続きまして、日程第22、議案第54号、定住自立圏の形成に関する協定書の変更についてでございます。

1枚目をおめぐりください。これは、本協定書の取り組み及び役割分担に「中心市街地におけるにぎわいの創出」の追加を行うための変更でございます。

以上でございます。何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（森本修司君） 説明が終わりましたので、ただいまより議案第39号より議案第54号までの総括質疑に入りますが、質疑通告が提出されておられませんので、これをもちまして総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案についての討論を省略し、各関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(森本修司君) 異議なしと認め、厚生、総務・建設経済各常任委員会に付託いたします。

なお、各委員会の開催は、お手元に配付のとおりお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

次に、日程第23、同意第4号、川西町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長(竹村匡正君) 日程第23、同意第4号、川西町教育委員会教育長の任命についてでございます。

同意第4号につきましては、現在教育長として就任していただいております山嶋健司教育長の再任につきまして御同意を願うものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

議 長(森本修司君) ただいま説明のありました同意第4号について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長(森本修司君) 質疑がないようですので、討論を省略し、採決いたします。山嶋健司さん、退席をお願いいたします。

(山嶋健司君 退席)

議 長(森本修司君) お諮りいたします。

同意第4号、川西町教育委員会委員長、山嶋健司氏の任命について、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長(森本修司君) 賛成全員により、本案件は、原案のとおり同意することに決しました。

山嶋健司さん、お入りください。

(山嶋健司君 入場)

議 長(森本修司君) ただいま同意されました山嶋健司さんより、御挨拶をお願いいたします。

教 育 長(山嶋健司君) ただいま、私の教育長としての同意案に御同意をいただき、どうもありがとうございます。

教育委員会制度が改正され、新しい制度の教育長として、これまで教育委員長と教育長が担ってまいりました職責を一身に引き受けることとなり、その重責に戸惑いを感じますとともに、身が引き締まる思いでございます。

任期となります3年間、町長、議会議員の皆様並びに関係者の皆様のお力添えを

いただきながら、微力ではございますが、川西町の教育行政の充実・発展に努めてまいりたいと思っておりますので、議員各位におかれましては、引き続きましての御鞭撻をお願いいたしまして、御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

議 長（森本修司君） 次に、日程第24、同意第5号、川西町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村匡正君） 日程第24、同意第5号、川西町教育委員会委員の任命についてでございます。

同意第5号につきましては、現在教育委員として就任していただいております吉岡康博委員の再任につきまして御同意を願うものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

議 長（森本修司君） ただいま説明のありました同意第5号について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 質疑がないようですので、討論を省略し、採決いたします。お諮りいたします。

同意第5号、川西町教育委員会委員、吉岡康博氏の任命について、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり同意することに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。

なお、明日より25日までは、各委員会開催のための休会といたします。26日午後2時より再開し、ただいま各常任委員会に付託されました各議案について、委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

（午後0時50分 散会）

厚生委員会議事日程

平成28年9月13日(火) 午前10時 開議

日程第1 認定第1号 平成27年度川西町一般会計・特別会計決算について

〈一般会計〉

歳出 款2 総務費 項3 戸籍住民基本台帳 P. 49～51

款3 民生費 P. 55～72

款4 衛生費 P. 72～77

款5 農商工業費 項2 商工費 目1 商工総務費 P. 77～81

歳入 上記関係歳入 P. 15～

〈国民健康保険特別会計〉 P. 116～146

〈後期高齢者医療特別会計〉 P. 147～158

〈介護保険事業勘定特別会計〉 P. 159～187

〈介護保険介護サービス事業勘定特別会計〉 P. 188～197

日程第2 議案第39号 平成28年度川西町一般会計補正予算について

歳出 款3 民生費 項1 社会福祉費 P. 12

項2 児童福祉費 P. 13

項3 人権施策費 P. 13

歳入 上記関係歳入 P. 8～

日程第3 議案第40号 平成28年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について

日程第4 議案第41号 平成28年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について

日程第5 議案第42号 平成28年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について

日程第6 議案第43号 平成28年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について

日程第7 議案第50号 川西町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第8 議案第51号 川西町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正について

閉会12時12分

出席委員

委員長	石田 三郎	副委員長	松本 史郎
委員	安井 知子	委員	伊藤 彰夫
委員	寺澤 秀和	委員	大植 正
議長	森本 修司		

説明のために出席した者

町長	竹村 匡正
副町長	森田 政美
理事	藤井 隆弘

総務部長	西村 俊哉
総務課長	大西 成弘

福祉部長	下間 章兆		
住民保険課長	岡田 充浩	健康福祉課長	吉岡 秀樹
長寿介護課長	堀内 規世子	健康福祉課主幹	中川 辰也

会計管理者	奥 隆至
-------	------

職務のために出席した者

議会事務局長	安井 洋次
--------	-------

欠席委員及び職員

総務建設経済委員会議事日程

平成28年9月14日（水） 午前10時 開議

日程第1 認定第1号 平成27年度川西町一般会計・特別会計決算について

<一般会計>

歳出	款1	議会費	P. 36～ 37
	款2	総務費	P. 37～ 55
	款5	農商工業費	P. 77～ 81
	款6	土木費	P. 81～ 88
	款7	消防費	P. 88～ 90
	款8	教育費	P. 91～110
	款9	公債費	P. 110
	款10	諸支出費	P. 111
	款11	予備費	P. 111
歳入	上記関係歳入		P. 10～

<住宅新築資金等貸付事業特別会計> P. 198～205

<公共下水道事業特別会計> P. 206～217

日程第2 認定第2号 平成27年度川西町水道事業会計決算について

日程第3 議案第39号 平成28年度川西町一般会計補正予算について

歳出	款2	議会費	P. 11
	款2	総務費	P. 11～12
	款5	農商工業費	P. 13
	款6	土木費	P. 13
	款7	消防費	P. 14
	款8	教育費	P. 14～16
歳入	上記関係歳入		P. 8～

日程第4 議案第44号 平成28年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について

日程第5 議案第45号 平成28年度川西町水道事業会計補正予算について

日程第6 議案第46号 川西町付属機関設置条例の一部改正について

日程第7 議案第47号 川西町長期基本構想審議会条例の一部改正について

日程第8 議案第48号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第49号 川西町税条例の一部改正について

日程第10 議案第52号 川西町都市計画審議会条例の一部改正について

日程第11 議案第53号 川西町総合計画策定条例の制定について

日程第12 議案第54号 定住自立圏の形成に関する協定書の変更について

閉会16時20分

出席委員

委員長	中嶋 正澄	副委員長	今村 榮一
委員	森本 修司	委員	松村 定則
委員	芝 和也	委員	福西 広理
副議長	安井 知子		

説明のために出席した者

町長	竹村 匡正
副町長	森田 政美
理事	藤井 隆弘

総務部長	西村 俊哉		
総務課長	大西 成弘	総合政策課長	山口 尚亮
債権管理課長	福本 誠治	税務課長	石田 知孝

産業建設部長	吉田 昌功
--------	-------

教育長	山嶋 健司		
教育次長	栗原 進		
教委総務課長	深澤 達彦	社会教育課長心得	南本 政勝

水道部長	福本 哲也
------	-------

会計管理者	奥 隆至
-------	------

職務のために出席した者

議会事務局長	安井 洋次
--------	-------

欠席委員及び職員

平成28年川西町議会第3回定例会会議録（再 開）

平成28年9月26日（月）午後 2時00分開会

招集年月日	平成28年9月26日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成28年9月26日 午後2時 宣告	
出席議員	1番 松村定則 2番 安井知子 3番 福西広理 4番 伊藤彰夫 5番 石田三郎 6番 今村榮一 7番 松本史郎 8番 寺澤秀和 9番 森本修司 10番 中嶋正澄 11番 芝 和也 12番 大植 正	
欠席議員		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	町長 竹村匡正 副町長 森田政美 教育長 山嶋健司 理事 藤井隆弘 総務部長 西村俊哉 福祉部長 下間章兆 教育次長 栗原 進 会計管理者 奥 隆至 水道部長 福本哲也 産業建設部長 吉田昌功 総務課長 大西成弘	
	監査委員 木村 衛	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議会事務局長 安井洋次 モニター係 野口明日香	
本日の会議に 付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名 議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	4番 伊藤彰夫 議員	5番 石田三郎 議員

川西町議会第3回定例会（議事日程）

平成28年9月26日（月）午後2時00分再開

日程	議案番号	件名
第1		委員長報告 認定第1号・認定第2号 議案第39号～54号 質疑・討論 採決
第2	(追加日程) 発議第1号	日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書について

(午後 2 時 0 0 分 再開)

議長 (森本修司君) 皆さん、おはようございます。

これより平成 28 年川西町議会第 3 回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は 12 名で、定足数に達しております。よって議会は成り立ちましたので、これより会議を開きます。

日程第 1、委員長報告を議題といたします。

去る 12 日の定例会において上程されました認定第 1 号、平成 27 年度川西町一般会計・特別会計決算についてより、認定第 2 号、平成 27 年度川西町水道事業会計決算について、及び議案第 39 号、平成 28 年度川西町一般会計補正予算についてより、議案第 54 号、定住自立圏の形成に関する協定書の変更についての認定 2 件、議案 16 件を一括議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (森本修司君) 異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、ただいまより、各委員会の審査の経過並びに結果について、順次委員長の報告を求めます。

厚生委員長、石田三郎君。

厚生委員長 (石田三郎君) 議長の御指名をいただきましたので、厚生委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

去る 9 月 12 日、本会議において当委員会に付託されました各議案について、過日、9 月 13 日に委員会を開催し、審議をいたしました、その結果を御報告申し上げます。

まず、認定第 1 号、平成 27 年度川西町一般会計・特別会計決算についてであります。

一般会計につきまして、委員より、社会福祉総務費の精神障害者医療費助成費と更正医療費が前年度に比べて増額となった理由について質問があり、当局より、「精神障害者医療費については、平成 26 年 10 月 1 日より、精神障害者通院助成に加え、精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級をお持ちの方には、精神障害以外の全ての診療科における医療費についても対象としたことから、件数及び助成額が増加しました。また、更正医療費については、生活保護受給者の方 1 名が人工透析等の更正医療を受けられることとなったことにより、件数及び助成額が増加しました」との回答がありました。

また、委員より、児童福祉費の決算額が平成 26 年度より 1,000 万円減になった原因と、来年度開園予定の認定こども園の開園に向けた準備状況等について質問があり、当局より、「平成 27 年 4 月から子ども・子育て新制度がスタートするため、その準備として平成 26 年度において川西町子ども・子育て支援事業計画を策定しました。この計画の策定委託料が約 1,000 万円です。次に、認定こども園について。認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を持っている施設で、国も普

及を図っており、また、住民の要望もあり、川西町子ども・子育て支援事業計画で誘致に積極的に取り組むとなりました。認定こども園は、平成29年3月に完成予定で、幼稚園部分15名、保育所部分85名の予定です。住民の方々へは広報川西10月号で周知する予定です」との回答がありました。

次に、委員より、清掃事業のごみ処理量の状況及び本年4月に設立した山辺・県北西部広域環境衛生組合の進捗状況について質問があり、当局より、「燃えるごみ・燃えないごみの排出量の傾向についてですが、平成21年10月から有料化に伴い、平成22年度のごみ量は両方とも一旦下がりました。しかし、その後の平成23年度のごみ量は、また燃えるごみ・燃えないごみともに増え、家庭系燃えるごみは以降もほぼ横ばいに近い状態が続き、事業系の燃えるごみが増え、合わせて年間2,000トン前後で推移しています。家庭系燃えないごみにつきましては、平成23年度に増えましたが、以降は徐々に下がってきています。

次に、山辺・県北西部広域環境衛生組合の進捗状況について。

本年4月1日に山辺・県北西部広域環境衛生組合が設立し、平成35年度からの稼働に向けて事業が本格的にスタートしました。本年度から環境影響評価を行っています。これは県の条例に基づいて行われていますが、今後の環境に影響を及ぼすおそれのある事業の実施に当たり、調査・予測・評価を行い、また地域住民からの意見も聞き、環境保全に配慮を行い、この結果問題がなければ、ようやく施設の建設に取りかかることができます。今年度は施設整備基本計画と一般廃棄物処理基本計画を策定し、施設規模や設備の基本的な事項を整理することになっています。この事業にかかわり、先週にはごみの種類別組成を調査し、今後の基本計画策定などの基本資料とすることを目的として家庭ごみの組成調査が行われ、川西町の燃えるごみ・燃えないごみを無作為にそれぞれ50袋、30袋を調査していただくためのサンプルを提出したところです。この環境影響評価のための調査等や事業計画策定には4年ほどかかることを見込んでおり、ごみ処理施設の建設は、その後の平成32年度からとなる予定です。先般8月26日には、組合議会第1回定例会が開催されました。今回の議案は、山辺・県北西部広域環境衛生組合財政調整基金条例と山辺・県北西部広域環境衛生組合周辺地区環境整備基金条例の制定について議決されました。1つ目の財政調整基金は、広域環境衛生組合の財政の健全な運営のために設置され、2つ目の周辺地区環境整備基金については、周辺地区の住民の生活環境の向上を図り、地区の発展と活性化を図るために設置されます。2つ目の周辺地区環境整備基金については、平成29年度から35年度までの7年間で構成市町村の焼却ごみ量割により負担し、積み立てることになっています。

次に、焼却施設の建設予定地についてですが、予定地の所有者である天理教との土地の賃貸借に係る覚書の時期は未定であります。その覚書には、収集車両の走行する時間帯やルート、積載量などがあります。周辺地区への影響も考慮し、制約や制限が設定されています。特に積載量については、大型車両に積みかえて、より搬入台数を制限するようにと記載されていますが、旧枠組みの市町村

(天理、川西、三宅、山添)については積載量の制約はなく、これまでと同じように搬入できるように折衝されているところです。また、搬入の時間帯につきましても、原則13時以降となっていますが、旧枠組みの市町村については、午前中でも可能となるよう折衝中です。走行ルートにつきましても、天理市内を通らず、西名阪や名阪国道を通り、天理東インターチェンジからのルートとなる予定です。

最後に、平成35年度からの施設稼働にあわせて、構成市町村はごみの分別の統一をする必要があります。各市町村の現在の分別方法はまちまちです。町の収集業務において現在分別収集を行っていないものについて、飲食用瓶、主に廃品回収されている段ボール、新聞、雑誌、牛乳パック、古着など、その他には有害ごみ、小型家電などがあります。町としましては、その最初として来年4月より飲食用瓶の分別収集を開始する予定で進めています。また、収集に当たり、飲食用瓶については、現在町内に設置している各自治会のごみ集積所を使用する予定ですが、その他の段ボールや新聞・雑誌などや小型家電などの品目については、ごみ集積所とするか、別の拠点とするかは今後の検討となります。まだまだ始まったばかりで、現在の進捗としましてはこのような状況です。今後も組合議会や担当者会議などで検討されていることや決定したことにつきましては、逐次報告させていただきます」との回答がありました。

次に、委員より、し尿処理のくみ取りを処理している件数等について質問があり、当局より、「現状把握しているのは22件で、し尿処理する経費を天理市に支出しています」との回答がありました。

次に、委員より、国保中央病院に対する運営負担金と経営改善について質問があり、当局より、「運営負担金については、当該病院を運営するための普通交付税及び特別交付税で算入されている額を負担しています。平成27年度国保中央病院の決算については、各種業務改善に取り組まれたことと、入院患者が例年より多くなったことにより黒字となりましたが、外来患者が減少傾向にあることから、経営改革プランを策定し、経営改善に取り組んでいるところです」との回答がありました。

次に、委員より、「介護サービス事業勘定特別会計において、デイサービスセンター送迎車の購入費274万円を決算しているが、今後も指定管理者制度であっても町費で設備投資していくのか」との質問があり、当局より、「このたびの送迎車の購入は、送迎車4台のうち平成12年購入車両3台、平成16年購入車1台を保有していたところで、送迎車両の老朽化に伴い、平成27年度から4年間かけて計画的に車両を入れ替え、通所事業の継続的な運営を図っていくもので、平成12年購入車両3台のうち、計画初年度の購入に当たります。指定管理者制度に移行したのは、その後の平成28年度からで、指定管理開始時に全てを指定管理者に引き継ぎをし、指定管理期間が終了したときには速やかに原状回復して、町に施設、設備、備品、管理に必要なデータ等を引き渡していただくことで協定を締結していますので、川西町で投資することはありません」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、認定第1号、平成27年度川西町一般会計・特別会計

決算における厚生委員会に付託されました決算については、承認いたしました。

次に、議案第39号、平成28年度川西町一般会計補正予算、議案第40号、平成28年度川西町国民健康保険特別会計補正予算、議案第41号、平成28年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第42号、平成28年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算については、提案説明どおりであり、承認しました。

次に、議案第43号、平成28年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について、委員より、指定管理者となつて、デイサービスセンターの設備である通信カラオケの情報使用料など必要経費負担について質問があり、当局より、「当然指定管理者に御負担していただきます。しかし、指定管理開始時に既に長期継続契約中であることなど、契約者が川西町である等の理由から、介護サービス事業勘定特別会計歳出予算にそれらの費用を計上し、一旦川西町が支払い、その経費の支払いに対して当町が指定管理者に請求し、当該特別会計の歳入で雑入として納入することとなっています」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第43号、平成28年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計については承認しました。

次に、議案第50号、川西町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第51号、川西町廃棄物処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正についての条例案2議案につきましても、提案説明どおりであり、承認しました。

次に、当委員会に係る審査案件につきましても、地方自治法第109条の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるように議決されることをお願い申し上げまして、厚生委員会を代表いたしました委員長の報告といたします。

議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議長（森本修司君）　　続きまして、総務・建設経済委員長、中嶋正澄君。

総務・建設経済委員長（中嶋正澄君）　　議長の御指名をいただきましたので、総務・建設経済委員会を代表いたしました委員長報告いたします。

当委員会は、平成28年9月14日に開催し、当委員会に付託されました各議案について、当局から詳細な説明を受け、慎重に審議いたしました。

まず、認定第1号、平成27年度川西町一般会計・特別会計決算についてであります。

委員より、町税の滞納に係る取り扱いについて質問があり、当局より、「分納誓約に基づき納付いただいている方についても、町税条例に定められた納期内に納付されない税額が発生すれば滞納扱いとし、地方税法第329条に基づき、督促状を発送している。ただし、事前に納付相談に来られ、納付誓約をいただいている方などには、手続上、督促状を発送することとなる旨などについて説明を行っている」との回答がありました。

委員より、債権管理の取り組み、目的及び成果について質問があり、当局より、「昨年の9月に債権の管理に関して必要な事項を定めた債権管理条例及び債権管理条例施行規則を制定、さらには各債権所管課の担当職員が効率的で実効性のある債

債権管理に取り組むためのマニュアルについても作成し、債権管理条例等の適正な運用の浸透を図ることとした。また、職員のレベルアップ及び滞納者に対する情報の共有化を図るための徴収対策会議についても開催し、情報の共有を図ったところである。これらの成果として、債権管理課所管である未収債権残高約1億1,000万円を約1,400万円減の9,578万円に縮減することができました。また、町全体としても約1億4,000万円あった未収債権残高を、全庁的な取り組みにより約1億2,200万円に、約1,750万円縮減することができた。引き続き全庁的に情報の共有を図り、住民の状況に応じた債権回収に努める」との回答がありました。

これに関連して、委員より、生活困窮者等に対する債権回収について質問があり、当局より、「町の債権回収に対する基本的な考え方は、単に債権者という位置づけのみでなく、住民の福祉の向上を担っていることも十分に認識しながら、個々の状況についての情報収集を行い、対応してまいりたい」との回答がありました。

委員より、「町財政の近年の動向についてどのように分析しているのか」との質問があり、当局より、「一般会計ベースの公債費において、平成23年度のピーク時に約7億7,000万円の支出があったものが、平成27年には約4億円に縮減している。また、基金保有高も平成27年度決算時では約45億円保有し、単年度の予算規模に相当する保有高となった。また、財政の弾力性を示す経常収支比率も平成18年には100%を超えていたが、平成27年には84%程度となっている。そして、実質公債費比率についても一時は20%を超えていたが、2.7%にまで低下した。このような状況を概括すると、まずは良好な財政状況であると思える」との回答がありました。

次に、委員より、地方消費税交付金における社会保障財源の認識について質問があり、当局より、「地方消費税交付金は、消費税8%のうちの1.7%分の収入額の2分の1に相当する額を人口及び従業員数に応じて市町村に交付されている。議員がお述べのとおり、5%から8%に上がった3%分の消費税分は社会保障に充てる財源であるということは認識しており、社会保障関係経費の自然増分などに充当しているものと考えている」との回答がありました。

委員より、「番号制などのシステム経費はどのようなものか。いつまで出費が続くのか」との質問があり、当局より、「番号制度に係るシステム経費として、最近2カ年で約3,000万円程度の経費を費やしている。今年度も27年度から事業繰り越しで顔認証システムの導入、LGWAN回線とインターネット回線の分離を行う予定である。番号制に係るシステム整備は、基本的に今年度、平成28年度で終了するものと考えている。従って、次年度以降はシステム関連の経費は削減するものと考えている」との回答がありました。

委員から、住宅使用料の今後の見通しについて質問があり、当局より、「滞納額の増加について、以前は住宅家賃は定額で入居者代表による集金体制をとっていたが、収入に応じて算定される家賃に変更になり、口座振替となったこと、並びに収

入申告を怠ったことによる最高家賃算定となったことが大きな要因と考えている。なお、27年度の収納率は99.5%であった。引き続き滞納の抑止対策に努めるとともに、滞納分については、文書催告、戸別訪問、電話等による収納指導を強化し、分割納付者についても更新時に納付額の増額をお願いし、滞納分の圧縮を図っていきたいと考えている」との回答がありました。

委員より、空き家調査の具体的な内容等について質問があり、当局より、「空き家候補は、町内全ての空き家を対象に、自治会の協力と水道閉栓状況等から調査を行ったものであり、この中には管理されている空き家も含まれている。また、危険空き家については、調査書類を参考に抜粋している」との回答がありました。

次に、委員より、町ホームページの方向性等について質問があり、当局より、「町ホームページリニューアル時には、各課よりホームページ担当者を選出願い、リニューアル作業に携わっていただいた。引き続き各課ホームページ担当者を通して情報発信に努めるとともに、さらなる改善に取り組んでいく」との回答がありました。

委員より、コミバスに関する国庫補助の動向と天理市との路線乗り入れについて質問があり、当局より、「27年度の補助金の額は、保田及び吐田地区の人口に単価240.4円を掛けて、定額の400万円を加えた額となっている。しかし、28年度は人口の単価が200円に下がり、定額分も300万円となり、減少傾向にある。このような状況にあるが、町としては高齢化が進行する中、買い物などに不便を感じる方々のために、補助金は減額となっても、できるだけ維持していきたいと考えている。また、天理への乗り入れについても鋭意努力しているところであるが、このことによる町内のコミバス環境に影響のないようにしたいと考えている」との回答がありました。

また、これに関して委員より、「デマンドタクシー方式をどのように考えるか」との質問があり、当局から、「現在のコミュニティバスの利用状況から、デマンドタクシーは検討に上げていない。引き続き近隣市町村に対し情報収集は行っているが、本町の町域等からも、当面は運行路線等の改良を図っていくことで対応していく」との回答がありました。

委員より、ふるさと応援寄附金について質問があり、当局より、「ふるさと応援寄附金がある程度たまった段階で、川西町の特色を生かした何かに利用できればと思っている。記念品の贈呈については、対費用効果の面から考えるべき点もあると思うが、他市町村も寄附金に対して記念品をつけている以上は、やむを得ないと考えている。また、記念品に関しては、寄附者に川西町がどういう町かイメージしていただくために、極力川西町をイメージしていただける記念品を選んでいる」との回答がありました。

委員より、学校の空調整備に係る基金財源の活用について質問があり、当局より、「基金財源を優先的に使用するのではなく、国庫補助がどれだけ見込めるのか、また、学校は災害避難場所に指定されていることから、交付税算入のある有利な起債

の適用も予定されるという情報もあることから、そのような財源措置を見きわめた上で基金投入を考えていきたい」との回答がありました。

委員より、防災無線の今後の見通しについて質問があり、当局より、「現在使用している防災行政無線については、使用できるのが平成33年度までとなっている。更新については、昔のように拡声器的なもので対応するのか、防災行政無線をデジタル化にするのかを事務局で検討中である。デジタル化する場合でも、主に4つの方法があり、それらについて今後検討してまいりたい。いずれにしても費用面では大きな負担となることから、国・県の補助金、起債等で町にとって有利なものがあるかを現在調査中である」との回答がありました。

委員より、プレミアム商品券の効果等について質問があり、当局より、「地域の商業施設に対して効果があったのではないかと考えている。また、業種別、地区別に使用された実績報告についても受けているところであり、今後、事業分析もしていく予定である。町単独での実施については、分析結果にもよるが、現時点ではさほどプラスアルファの消費が増えたとは思えない」との回答がありました。

委員より、ネブカ収穫祭の事業展開等について質問があり、当局より、「収穫祭を実施する期間がなかったため、残念ながら事業は実施できなかった。近々においては収穫祭を実施するよていはない。関連事業として、ネブカ漫画の作成を行った。また、地域農業の振興については、生産者への直接支援は行わず、生産部会を通じた側面的支援とし、今後は後継者問題も含めて「川西町の農業をどうしていくか」という考えのもと、農業振興公社等の立ち上げも考慮に入れ、県内の先進地を訪問し、検討していく」との回答がありました。

委員より、選挙広報紙の配布漏れに対する今後の対応策について質問があり、当局より、「選挙広報紙の配布については、以前からシルバー人材センターに委託しているところであるが、参議院選挙において、一部の住民から未配達であるとの苦情があり、調査したところ、数戸において配達がなされていない可能性が確認できた。事務局としては、今後、防災無線を利用し、配達の有無を確認いただくこと、選挙広報紙と他の広告物との判別ができるよう、色つきのビニール袋に入れるなどの対応を考えている」との回答がありました。

委員より、商工会補助について質問があり、当局より、「川西町商工業振興補助金交付要綱により補助している。収支報告を提出いただき、商工会事業の中の必要経費と判断して補助を行っている。また、事業を実施される場合は事業費を明確にさせていただくとともに、商工会の全般的な経費については、実績報告により町負担分を判断している」との回答がありました。

委員より、耐震診断及び改修の現状などについて質問があり、当局より、「診断1件当たり4万5,000円、改修1件当たり50万円の補助を行っている。27年度の診断は1件、26年度は改修1件の実績であった。町の耐震化率は27年3月現在で62.5%であり、今後も町広報などで周知を図っていくことで耐震率向上に努める」との回答がありました。

委員より、自主防災組織の活動について質問があり、当局より、「地域防災訓練を中心に参加いただいているところであり、28年度も自主防災会との協働で机上訓練などを中心に実施したいと考えており、11月に開催される自主防災会議において提案させていただく予定である。また、自主防災組織には、講習会等を実施し、スキルを身につけ、能力を高めていただけたらと考えている」との回答がありました。

委員より、「学校給食について、子どもの貧困対策からも、給食費を心配しなくても給食が受けられる手だては考えていないのか」との質問があり、当局より、「子育て支援についてはあらゆる分野があり、給食費の支援についてもその一つの支援と考える。どういう取り組みが子育て支援に最も効果的か、全体を見た上で幅広く検討していく」との回答がありました。

委員より、住宅新築資金等貸付事業の今後の見通しについて質問があり、当局より、「平成32年度において順調再建は終了するが、平成38年度末残額の試算として約8,800万円が残る。回収管理組合に参加していることから、組合と連携をとりながら回収に努める」との回答がありました。

さらに、委員より、「別の形でこのような資金貸付制度を行う考えは」との質問に対し、当局より、「川西町役場では貸付を行う考えはない」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、認定1号、平成27年度川西町一般会計・特別会計決算における当委員会所管分については、提案どおり認定いたしました。

続きまして、認定第2号、平成27年度川西町水道事業会計決算についてであります。

委員より、滞納者の給水停止の経緯について質問があり、当局より、「当該滞納者とは何度も交渉し、その都度誓約書を提出いただいた。それにもかかわらず誓約を守っていただけなかったので、やむなく給水停止とした」との回答がありました。

また、委員より、直結配水に伴う水道料金の見通しについて質問があり、当局より、「県水100%となるため受水費用は増えるが、現状の配水量を維持でき、経費等のさらなる削減を図れば、水道料金を抑制できるものと考えている」との回答がありました。

さらに委員より、「直結後の水道施設の跡地利用をどう考えているか」との質問に対して、当局より、「現時点では工場用地として利用できればと考えているが、大和中央道が開通した後に本格的に検討したい」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、認定第2号、平成27年度川西町水道事業会計決算については、提案どおり認定いたしました。

続きまして、議案第39号、平成28年度川西町一般会計補正予算について、議案第44号、平成28年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について、議案第45号、平成28年度川西町水道事業会計補正予算について、議案第46号、川西町附属機関設置条例の一部改正について、議案第47号、川西町長期基本構想審

議会条例の一部改正について、議案第48号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第49号、川西町税条例等の一部改正について、議案第52号、川西町都市計画審議会条例の一部改正について、議案第53号、川西町総合計画策定条例の制定について、議案第54号、定住自立圏の形成に関する協定書の変更についてであります。

委員より、議案第39号、28年度一般会計補正予算審議に関連して、町道結崎線の街路灯及び庁舎敷地内の外灯等のLED化及び町内道路維持補修事業について質問があり、当局より、「LED化については以前から計画しており、平成27年度の決算が黒字となり、財政状況も良好であることから補正で対応した。また、子どもたちの通学路安全確保の観点から、以前からの要望であり、道路の両側ばらばらである街路灯についてバランスよく照度を保てるよう、また省エネ化も考慮してLED化を行うものである。町設置の外灯についても、来年度から準じLED化を進めたいと考えている。また、町内道路維持補修事業については、以前より自治会の要望を聞いて対応してきたところであるが、予算の関係上、年度内で対応できない分に対しては次年度対応としてきたが、今回、決算により財源に余裕ができたので、補正対応することとした」との回答がありました。

また、委員より、町内道路の白線が消えていることについて質問があり、当局より、「町道については、通学路を含めてこの補正でほとんど対応できる。県道については、中和土木事務所に要望済みである」との回答がありました。

委員より、消火栓の撤去などについて質問があり、当局より、「町内全ての消火栓の状況は把握できていない。基本的に自治会からの要望に対して協議して撤去することになる」との回答がありました。

委員より、企業誘致のエリア確定などについて質問があり、当局より、「今年度中に誘致エリアを確定する必要がある。エリアを確定させて、農振除外、転用できる形として市街化編入を行っていく。意向調査の結果をもとに、圏から農政局に対して同意がある旨を伝え、農振除外に向けての作業を進める。町内の地権者には説明会を通して説明を行っているが、町外の地権者には郵送での対応となる。農用地の除外後のスキームについては、誘致希望の企業があれば、企業と地権者の売買。企業は地権者の協力の可否について問い合わせる。希望する企業がない場合は町で事業を実施する可能性もある。企業、地権者で売買していただけるのがベストと考えるが、それ以外の場合は、公社が購入するケースも考えられ、購入費用等については、県において今年中に試算していただけるものと承知している。また、排水問題については、調整池などについて地元と協議することになる」との回答がありました。

委員より、土地開発公社の用地先行取得について質問があり、当局より、「企業誘致に係る土地の取引については、基本的に企業と地権者の民民での交渉と考えている。やむを得ず土地開発公社で先行取得する場合も、いわゆる塩漬け状態の資産にならないよう、町としては誘致見込みが確定できるような案件以外については先

行取得は行わない考えである」との回答がありました。

委員より、「小学校費の賃金にある臨時講師については、副担任制をとったことによるものとの説明があったが、副担任制の導入については初めての試みとなるのか。また、その意図は」との質問があり、当局より、「以前より小学1・2年生においては少人数学級編制を導入してきたが、本年度は小学2年生において担任と支援員を各クラスに配置する副担任制を試みとして導入したものであり、効果については検証を行い、今後の少人数編制でのあり方につなげていきたい」との回答がありました。

委員より、「今回の補正の財源は決算剰余金を主としているが、当初予算で剰余金が出ないような予算組みをすればどうか」という質問があり、当局より、「剰余金分の歳出予算が組めたのではないかということであるが、今回、見込みより歳入が増えた消費税交付金と交付税については、民間の消費動向や国の予算措置に不安定な部分があることから、予算時に多くを見込むと歳入欠損を生じるおそれがある。したがって、現状の予算編成方式の変更は考えていない」との回答がありました。

次に、議案第45号、平成28年度川西町水道事業会計補正予算に関連して、委員より、漏水した場合の通知について及び広域化の進捗状況について質問があり、当局より、「メーター検針時に前回と大きな差があった場合には、書面により通知している。また、広域化については、近々、第1回の磯城郡広域化推進協議会が田原本町において実施されることとなっている。なお、合併条件、合併後の組織等については、今後検討していくことになる」との回答がありました。

次に、委員より、「川西町附属機関設置条例の一部改正の空き家対策協議会について、所有者不明の物件はどうするのか」という質問に対し、当局より、「空き家対策審議会を設置して空き家対策計画を策定し、その中で特定空き家を特定する。所有者があるものについては所有者が対応し、所有者不明の物件については行政代執行の手続によって物件の除却を実施し、除却に要した費用は債権回収に努める。債権が回収できない場合は、最終的に町所有物件となる。特定空き家を判断する機関としては、空き家審議委員、土地家屋調査士・判定士等で審議会を設立する予定である。除却について、特に危険と判断されれば早急に対応をとる場合もある」との回答がありました。

また、委員より、町営住宅・改良住宅審議会について質問があり、当局より、「川西町にふさわしい管理戸数、災害時等に利用するための政策的空き家数、若年・老人・家族向け等の割合、また入居基準など、今後の川西町の公営住宅全般について決定していく機関である」との回答がありました。

また、募集に対する需要の質問があり、「直近としての26年度の募集状況について、3倍の割合である」との回答がありました。

委員から、定住自立圏の形成に関する協定書の変更について質問があり、当局から、結崎駅周辺整備の経費については、地域活性化債などが適用でき、地域公共交通の天理市乗り入れの進捗については、天理市と協議を進めている最中である。天

理市の二階堂・嘉幡地区の交通空白地について川西町で対応していただきたいとの天理市からの要望があり、川西町は天理駅への乗り入れを要望している。天理市の交通空白地の対応については運輸局と調整しているが、地域交通は町内の交通機関であり、地域の利便性を図ることが目的であるため、本来天理市への乗り入れはできないが、定住自立圏と学校区の関係で乗り入れの可能性があるとの運輸局の見解である。その場合の運賃体系については今後の検討となる」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第39号、平成28年度川西町一般会計補正予算について、議案第44号、平成28年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について、議案第45号、平成28年度川西町水道事業会計補正予算について、議案第46号、川西町附属機関設置条例の一部改正について、議案第47号、川西町長期基本構想審議会条例の一部改正について、議案第48号、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第49号、川西町税条例等の一部改正について、議案第52号、川西町都市計画審議会条例の一部改正について、議案第53号、川西町総合計画策定条例の制定について、議案第54号、定住自立圏の形成に関する協定書の変更については、提案どおり承認いたしました。

以上が当委員会に付託されました各議案の審議の結果でございます。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましても、地方自治法第109条の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるよう議決されることを望みまして、総務・建設経済委員長報告とさせていただきます。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議長（森本修司君） 以上で各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

11番 芝和也君。

11番議員（芝和也君） 11番、芝和也です。過日の本会議で上程され、ただいま2人の常任委員長から付託された議案の審査報告がありました、認定第1号、平成27年度一般会計並びに各特別会計の決算から、議案第54号の定住自立圏の形成に関する協定書の変更についてまでの認定案2本、議案16本に対する討論を行います。

態度表明は、2本の認定案は反対、議案16本は全て賛成するものでありますが、認定1号に関しましては、27年度の一般会計並びに6本の特別会計が一くくりになっておりますので、認定案に対する態度表明としましては反対となりますが、このうち後期高齢者、介護保険の事業勘定、同じく介護保険のサービス勘定、下水道の4本の特別会計については賛成するものであります。

まず、一般会計決算についてであります。

当該年度は、予防保健行政の拡充策として任意接種のインフルエンザワクチンに加え、ロタウイルス、おたふく風邪、B型肝炎ウイルスのワクチン接種に対する助成事業に独自策として踏み切り、子どもを中心に住民の健康増進に資する取り組み等が拡充・実施されました。また、経済波及効果のほどは、さほどは成果を出すには至りませんでした。また、プレミアム商品券やふるさと応援寄附金の記念品の変更等、工夫が見られた年でもありました。

今日、住民の皆さんの暮らしをいかにして支えていくかは、自治体の取り組みとして大変重要な位置を占めてきているということは言うまでもありません。この年、消費税率が8%に引き上げられて2年目の年でありまして、住民の皆さんの消費生活も例に漏れることなく、購買力は伸び悩んでいるのが実態であります。政府の言い分は、消費税の引き上げ分の3%は全て社会保障に回すというのが税率引き上げ時の説明でありまして、それは、負担増に不安を覚え、将来の不安が広がる中、本町住民を初め国民全体へ示した姿勢でありました。確かに本町の税収内訳でも、地方消費税として増税分の内訳が示されて、引き上がった分は配分されてきているところでもありますし、また、その使い道の財源内訳を示せとの国の通知に基づいて社会保障への配分内訳は示されていますが、これは、従前の社会保障の支出に対して消費税分を全額積み増しした支出の使い道の財源内訳ではありません。消費税分を社会保障の各費目ごとの経費の割合で案分して割り振っただけのことにほかなりませんでした。

審議を通じて町長が示されましたように、実質は積み増しではなく、自然増分に対しての充当ということでもあります。これでは、引き上げられた消費税は一般財源として全体に配分される財源と何ら変わることがありませんので、住民の皆さんを初め国民みんなが認識している使われ方とは大きく乖離した使われ方だと言わねばなりません。

竹村町長御自身、一自治体の長として、政府の約束事とはいえ、その使い方を、一般財源から脱却し、自然増分の充当という考えから、全額社会保障に上乗せして、施策の充実に資する分配へと改められんことを強く求めるものであります。

町長からは、負担の公平性の観点からの御意見や、後世にできるだけツケを残さない旨の御意見がしばしば発せられますが、負担の公平性とは、その能力に応じて負担に傾斜をかけることでもありますし、後世へのツケも、自治体の行いは単純に借金をかぶせて尻拭いを後々させていくというものでは決してありません。みんなが使っていくものでありますから、当然みんなが返済していくというのが、特に社会資本の整備等に関しては欠いてはならない観点と心得ます。

町長とは意見を異にする問題であります。予算の使い道は、まずは暮らしに必要な分野に充当し、それから他の取り組みについて編成していくことが自治体の予算編成の根本的な考え方として離してはならないものと心得ます。あくまでこれは原則ですので、寸分たがわずこのとおりにということではありませんが、ここの基

本は離してはならないものと心得ます。

財務指標からは本町の財務力が非常に良好な状況にあることは言うに及びませんので、この財務力を住民生活向上に資する取り組みへと手だてを打つことは十分に可能であります。将来を見据え、しっかりとした備えを保持しながら、施策の見きわめを町長の視点でなさっていることは理解いたしますが、自治体の務めは、住民の声に耳を傾け、意に沿い、願いに応えていくのが基本中の基本であることは言うまでもありません。我々議員はもとより、町長も住民の直接選挙で審判を仰ぐものでありますし、職員は住民に雇われている全体の奉仕者でありますので、この視点と姿勢を決して欠くことのないよう職務に努められ、新年度の予算編成へと生かされんことを求める次第であります。

現在、28年度におきましては、再三実施を求めてまいりましたタウンミーティングも始まっていますし、教育施設へのクーラーの設置にも見通しがつきました。これまでの住民の皆さんの要求が一つ一つ取り組まれていることでもありますので、今後も一層の前進を目指して予算編成に当たられんことを申し述べるとともに、自治体は物をつくって販売する生産拠点ではありません。そこには、それぞれの地域でそれぞれの状況に応じて生計を立てておられる人と人の集まりであります。ルールに照らして四角四面な対応をすることが決して能ではありませんから、そこは地方自治の本旨に照らして諸施策を講じられんことを強く求めまして、27年度の一般会計決算は不承認とするものであります。

次に、27年度の国保の決算についてであります。

当該年度は、収支の状況が前年までの傾向に比べ、特に医療費の高騰が結果として抑制されたことから、一定の改善傾向に転換したことが特徴として上げられるようであります。保険者としていかに医療費の高騰を抑え、収支を改善し、保険税の負担を膨らませないかは常に求められているところでありまして、こうした観点から鋭意努力を図られているところと存じますが、現下の住民の皆さんを取り巻く社会経済情勢は依然厳しい状況にあることは言うまでもありませんし、国保加入者の所得分布からも見てとれる状況でありますので、医療費の見込みから保険料率を見きわめる際も、必要な財源を確保するべく賦課するのではなく、加入者の状況に視点を置いて、支払い能力を超えての賦課は厳に慎み、保険者としての判断のもと、他会計からの繰り入れなど法定外も視野に入れた運営へと舵を切られんことを強く求めるものであります。

少なくともこれまでは予防保健事業など、保険者として国保や一般会計等々において各種の施策を展開し、医療費の高騰を抑える取り組みと工夫を積年実施してきた感はありますが、今後、平成30年度からは県下で一本の国保にくくられることから、こうした独自の取り組みが、仕組み上、これまで以上に本会計へ反映しづらくなることは避けられません。あとは県から川西町の納付分が示され、加入者の状況がどうあれ、その納付分を集めることとなりますので、ここは自治体として大きく姿勢が問われるところと存じます。

これまでから議論は平行線ではありますが、低所得者への手だても法定制度を除いて独自に実施する姿勢は見られません。自治体とは何ぞやということが社会のあり方と比例して試され、問われているところでもあります。負担に応じた給付、これは当然ではありますが、好きこのんで貧困に陥る方は普通はどこにもおられません。その背景にはさまざまな事情があることは間違いありませんので、それを酌み取ることができるのは自治体ならではの含みであり、幅であると心得ます。

こうした観点に立って、新年度以降の予算編成に当たられましては、生活保護等の基準に照らしながらも、負担能力を超えての賦課とならないよう、各種の手だてを講じられんことを求めまして、本会計に関しても不承認とするものであります。

次に、27年度の住宅新築資金の特別会計決算であります。当該年度も、会計を閉じるに当たっての時点で示されている資料では、未回収の見込みはおおむね8,000万から9,000万円程度になるようであります。このうち10年以上にわたって返済が滞っている額が4,700万円ということでありまして、事実上の焦げつきとなっているものであります。つまり、これらの処理には税金を充てるということでありまして、平たく言えば、住民みんなで尻を拭くということであります。

この間、町長には、これらの説明を今のうちにきちんとしておいて、理解と納得をしてもらうよう手はずを打つことを求めてきておりますが、最終的に額が確定してからということでもあります。これは住民の納得があろうがなかろうが、金銭的な処理はきちんとせなあきませんので、粛々と事務を進めることは可能でありますので、今はその状態にあるわけですが、せっかく自治会ごとに関くタウンミーティングも始まったことでもありますので、こうした問題も含め、皆さんにぎっくばらんにつまびらかにしていくことは、決してマイナスに働くことはないと思じます。

常々申しておりますが、本制度は自治体制度としては非常にすぐれた制度と評価しているところですし、今後もこの手の施策は、分野は何になるかわかりませんが、必要な取り組みと心得ます。当座の運転資金の調達は非常にありがたい話でありますし、これこそ自治体が災害など甚大な被害が住民に生じたときに取り組むべき制度として考えるべきと思じます。

町長には、この手の考えは現時点ではお持ちでない旨、これまでの議論を通じて承知しているところでもあります。そういう意味では、今後に生かすべく、今、本会計の実情をつまびらかに説明し、理解を得るということにはなりにくいかもしれませんので、ここは議論は平行線ではありますが、引き続きこれらの取り組みをきちんと持って、本会計の運営に当たられんことを申し上げ、本住新特会につきましても不承認とするものであります。

以下、1号認定案の4会計につきましては承認いたしますが、7本の会計が一括でくくられておりますので、さきにも触れましたように、本1号認定案は不承認とするものであります。+

認定第2号の27年度の水道事業会計決算についてであります。

収支の安定には努力のうかがえる結果となっており、職員の皆さんの努力には敬

意を表するところであります。

目下、水道事業にあっては、当該年度も含め、本町での上水を取りやめ、全量県水を受水し、直結する方向で準備が進められている状況にあります。この切りかえによる住民への影響ですが、基本的には変わることはないとのことであります。ただ、将来的には現状のままで上水施設を維持していくなれば、その更新等、設備の維持費等に相当の費用を要することからも、料金引き上げは避けて通れませんので、そこでこれの回避も含め、県水100%への切りかえにより、この上げ幅を抑えられるか、うまくいけば料金コストの引き下げも可能との見方が今般の審議を通じても示されました。

移行に関して一番の関心は、水質と料金ということでありましょう。水道水は基準に基づく品質が決められているものでありますので、心配には及びませんが、問題は料金であります。現状ではその辺の見きわめははっきりとした断定はありませんが、これからこの移行についての住民周知にかかれることでありましょうから、料金コストの問題も傾向と動向をきちんとお示しし、遅滞なく移行を完了されるようお願いするものであります。

同時に、県水直接とは別に、磯城郡3町での水道事業の一本化の話も県が音頭取りとなって進展し始めているところでありますが、こちらのほうは、その行き着く先がどうなっていくかについては全く未定で、何もわからないとのことであります。ただ、県が進める奈良モデルが、この3町による事業の一本化のようでもありますので、そこに対する何がしかの補助金が受けられるということで、この話には乗っているとのことですし、仮に一本化による運営がうまく運ばないときでも、補助金の関係でおりられるかどうか不明とのことであります。

この問題に限ったことではありませんが、住民への説明ということに関しては、町長は基本的には事が確定してから説明する旨、日ごろよりお述べであります。それは一つの手法ではありますが、結果として事の報告という形は避けられません。自治体の取り組みとは、住民がみんな前へ進めていくものであります。事を進めるに当たっても、きちんと説明し、一定の合意と納得のもとに事業に取り組んでいくべきと心得ます。

また、水道事業のコスト問題は、本町のような小規模の事業体ほど、その運営には独特の厳しさがついて回ることは必定です。そこで、議論は平行線ではありますが、その運営には、一般会計同様に住民サービスの一環として取り組まれている事業でありますので、企業会計の独立の原則は原則として、本町一般財源の投入にも踏み切るべきと存じます。少なくとも基本料金分は料金の中に含めることは無用と存じます。何度も申し上げておりますが、全住民に行き渡っているサービスでありますので、そこに一般財源を放り込んでも矛盾の生じる余地はどこにもないと存じます。

水道管理者としての町長のこれら一連の政治判断を引き続き求めまして、本会計も不承認とするものであります。

続きまして、議案第39号から54号までの各上程議案についてであります。

いずれの議案にも賛成するものであります。

一般会計の補正では、精算の確定による特別会計への繰り出しを初め、住民要望に応える観点から、道路や外灯などの社会資本整備に一定の拠出を行うものであります。この中には、10分の10の補助事業も含まれておりますし、交付税等の歳入が確定したことから、財務状況を勘案して、道路整備等の積年の地域要望に応えようとするものも含まれております。

決算審査でも一定議論を重ねましたように、財源に工面がついたことも要因の一つのようであります。消費税率の引き上げに関連して、引き上げ分の消費税相当額が社会保障財源交付金という形で分配されてきております。これは一般財源でありますので、お金に色はついていませんから、社会保障の固定費とはなりません。税率引き上げの理由は、先ほども触れましたように、社会保障のためということからして、従前の社会保障予算にそっくり上乘せして、ここを厚くすることに充ててこそ、税率引き上げにも納得するという方も少なくないと存じます。

私は、社会保障関連経費を消費税で賄う考え方には同意しませんし、直間比率を間接税にウェイトを置く現在の傾向にも反対であります。現実には税率が引き上がり、全ての消費生活で8%の税率で誰もが納めているわけであり、負担に見合う給付があつてしかるべきと存じます。財源工面は自然増分に充てるという町長の考え方を改められんことをここでも改めて申し上げておきたいと存じます。

特別会計の補正であります。精算に伴う支出や設備の補修・維持等に係る追加補正でありまして、必要な予算措置と判断しております。

次に、条例関係についてであります。

まず、本町に新たな附属機関を設置し、町長の諮問に備える措置をとろうとするものでありまして、いずれにしましても、今後の川西町の営みにとって問題の解決を図る必要が生じている事柄に対応するためのものであります。それぞれの機関がその機能を存分に発揮し、事の解決に向けて働くものと期待するところであります。

また、名称変更によるものや、教育長の制度が変わりますので、年収を従前に合わせるための特別職の給与条例改定、地方税法の改定に準じた町税条例と国保税条例の変更、資源ごみに新たに飲食用瓶を加える取り組み、総合計画の策定を条例に根拠を置くための整備、結崎駅前整備と地域交通の延伸等々に関して、定住自立圏との関係で協定の結び直しが生じたことによるもの等々でありますので、いずれもおのおの取り組みに必要な手だてが図られているものと判断し、全て賛成するものであります。

これらの取り組みを通じ、住民の声に耳を傾けた、身近で役立つ町行政としてますます発展するよう期待を込めまして、本定例会に上程されました各議案に対する賛成・反対の討論を終わります。

議長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

4番 伊藤彰夫君。

4番議員（伊藤彰夫君） 本議会の認定2件、議案とも賛成の立場で討論いたします。

まず、認定第1号及び認定第2号の決算につきまして。まず、一般会計につきましては、約2億円の黒字となっており、基金にも積み増しされており、平成27年度決算は健全財政と判断いたします。

また、特別会計につきましても、若干予算の規模は大きくなっておりませんが、収支バランスよく、決算についても特に問題はありません。

水道会計につきましても、県水の切りかえ等、今後の課題はありますが、27年度決算については特に指摘する問題はございません。

よって、両案とも賛成いたします。

議案第39号の一般会計補正予算は、前年度の繰り越し分を町民の要望に応えるべく補正計上し、有効活用していることから、評価すべきものであると考えます。よって、賛成いたします。

それ以後の40号から45号までの各補正予算につきましても、適切に計上されており、特に指摘する問題はなく、承認いたすものであります。

議案第46号から議案第54号までの条例、協定書関係につきましては、同僚議員の賛成討論がありましたとおりですので、省略いたします。

以上、全議案賛成の立場の討論を終わります。

議 長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

認定第1号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり認定いたしました。次に、認定第2号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり認定いたしました。お諮りいたします。

議案第39号から議案第45号までを一括採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第39号から議案第45号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。お諮りいたします。

議案第46号から議案第54号までを一括採決いたしたいと思いますが、御異議

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森本修司君) 異議なしと認め、一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第46号から議案第54号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議長(森本修司君) 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、発議第1号、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

11番 芝和也君。

11番議員(芝和也君) それでは、核兵器の取り組みに関しまして、このたび、原水爆禁止国民平和実行委員会より陳情が参っております、日本政府に対する核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書につきまして御提案し、その趣旨を御説明申し上げます。

今般の核兵器の全面禁止に向けての決断と行動を被爆国政府として対処することを求める意見書につきましては、議長とも相談の上、非核宣言都市としての本町の取り組みに合致することでもありますし、森本修司議長を初め、大植正議員、寺澤秀和議員の賛同をいただきまして、代表者として私、芝和也が御提案申し上げます。

今日、核兵器をめぐるまは、きな臭い動きが新たに出てきていることは皆さん既に御承知のとおりであります。これは、核兵器を保持しているところとはともかくとして、持っていないところが新たに持つことはあきませんよとする現在のNPTの不平等条約がつくり出している一つの矛盾でありまして、大きな偏りがあるからこそ、「そんなん、こっすいわ」ということになって当たり前ですから、結局、このことは核兵器の保有が抑止力として働いているとする核保有5大国が論ずるところの核抑止力論が事実上破綻しつつあることを如実に示していることにほかなりません。

それで、意見書の案文でも御案内のとおり、核兵器を保有するこれら5大国を初めとする核兵器保持に固執する各国の言い分はといいますと、大局的には、今や国連加盟国の8割を超える圧倒的な国々や諸国民の反核・平和を求める世論の前に大きく追い詰められつつあるというのが現状でありまして、それは、核兵器禁止条約の締結に向けて交渉を開始する合意形成を求める世論が熟してきている現状からして、もはや明らかとなっている状況にあることは間違いありません。

保有国の一つでありますアメリカの大統領オバマさんも、「自らの国と同様、核を保有する国々は、核兵器のない世界を追求する勇気を持たなければならない」と、今年の5月に広島を訪れた際にスピーチされていますし、核の先制使用はしない旨、取り組みを始めようともしてはります。

そして、日本政府自らも、人類生存のためには核兵器の使用が絶対にあってはならないとする、昨年のNPT再検討会議での共同声明に名を連ねておられることでもありますので、あとは核兵器を使用させないことを保障する唯一の道は、その全面廃絶であるとするこの声明のとおり、事に前へ進めていくべく、イニシアチブを世界で唯一の戦争被爆国の政府として遺憾なく発揮されんことにあるのみと存じます。

よって、本日ここに意見書としまして、一日も早く核兵器の廃絶に向けた条約交渉が開始されんことを、非核宣言都市に設置されている議会として住民とともに求めようとするものであります。

議員各位におかれましては、賢明なる御判断をいただきまして、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

議長（森本修司君） 説明が終わりましたので、質疑を省略し、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第1号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。お諮りいたします。

総務・建設経済委員会及び厚生委員会及び議会運営委員会並びに駅周辺整備特別委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、地方自治法の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審議したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 異議なしと認め、閉会中においても常任委員会及び特別委員会を開催することに決しました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員各位には、何かとお忙しい折にもかかわらず、本定例会に提案されました諸議案につきまして慎重に御審議賜り、かつ議会運営に御理解のある御協力をいただきましたことに対し、議長として厚く御礼申し上げる次第でございます。

理事者におかれましても、今後も引き続き厳しい財政環境が予想されるため、予算の執行に当たっては、経済性、効率性及び有効性に配慮しつつ、厳正な執行を望むものであります。また、議員各位から出されました御意見なり要望を十分に尊重していただき、今後の町政に一層の御努力を賜りたいと存ずる次第でございます。

閉会に当たり、町長より閉会の挨拶をお願いいたします。

町長。

町 長（竹村匡正君） 平成２８年川西町議会第３回定例会の閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

本議会に提出いたしました各議案につきまして慎重審議を賜り、全議案につきまして議決いただきましたことに厚く御礼申し上げます。

審議を通じ議員各位から賜りました御意見、御指摘を真摯に受けとめまして、今後の町政に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますことをお願い申し上げます、閉会に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議 長（森本修司君） これをもちまして、平成２８年川西町議会第３回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（午後３時２４分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年9月26日

川西町議会
議長

署名議員

署名議員

(議決の結果)

議案番号	件名	議決月日	審議結果
認定第1号	平成27年度川西町一般会計・特別会計決算について	9月26日	原案認定
認定第2号	平成27年度川西町水道事業会計決算について	9月26日	原案認定
議案第39号	平成28年度川西町一般会計補正予算について	9月26日	原案可決
議案第40号	平成28年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について	9月26日	原案可決
議案第41号	平成28年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について	9月26日	原案可決
議案第42号	平成28年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について	9月26日	原案可決
議案第43号	平成28年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について	9月26日	原案可決
議案第44号	平成28年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について	9月26日	原案可決
議案第45号	平成28年度川西町水道事業会計補正予算について	9月26日	原案可決
議案第46号	川西町附属機関設置条例の一部改正について	9月26日	原案可決
議案第47号	川西町長期基本構想審議会条例の一部改正について	9月26日	原案可決
議案第48号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	9月26日	原案可決
議案第49号	川西町税条例等の一部改正について	9月26日	原案可決
議案第50号	川西町国民健康保険税条例の一部改正について	9月26日	原案可決
議案第51号	川西町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正について	9月26日	原案可決
議案第52号	川西町都市計画審議会条例の一部改正について	9月26日	原案可決
議案第53号	川西町総合計画策定条例の制定について	9月26日	原案可決
議案第54号	定住自立圏の形成に関する協定書の変更について	9月26日	原案可決
同意第4号	川西町教育委員会教育長の任命について	9月12日	原案同意
同意第5号	川西町教育委員会委員の任命について	9月12日	原案同意

